

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「各府省等における職員の研修の実施状況等について」

平成29年1月

会計検査院

各府省等は、所属の職員等に対して、一般職の国家公務員である場合は、原則として国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づき、特別職の国家公務員である場合は、関係法令等に基づき研修を実施している。一般職及び特別職の国家公務員に対する研修については、実施に係る根拠法令等の違いがあるものの、職員の能力及び資質を向上させるためには、いずれにおいても研修の実施は必要なものであり、研修の実施には、謝金や旅費、研修施設の維持管理費等の経費を要している。このため、各府省等においては、研修を効果的、効率的に実施することが重要となる。

また、内閣人事局及び人事院は、それぞれの所掌事務に係る研修を自ら実施するほか、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう、一般職の国家公務員に対する研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整、監視等を行うこととされている。一方、特別職の国家公務員に対する研修については、研修に関する国家公務員法の規定が適用されないため、研修についての計画の樹立及び実施に関しては内閣人事局及び人事院による総合的企画及び調整、監視等の対象外となっている。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、各府省等における研修の実施件数や実施に要した経費、各府省等における研修の実施や改善等の状況、各府省等が保有している研修施設の状況等について、横断的に検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成29年1月

会計検査院

目 次

1	検査の背景	1
	(1) 研修の概要	1
	(2) 一般職の国家公務員に対する研修	2
	ア 内閣人事局及び人事院が行う研修に関する業務	2
	イ 国家公務員の研修に関する基本方針の策定	3
	(3) 特別職の国家公務員に対する研修	5
	ア 国会職員に対する研修	5
	イ 裁判所職員に対する研修	5
	ウ 防衛省職員に対する研修	5
	(4) 研修の実施に要した経費の公表状況	5
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	6
	(1) 検査の観点及び着眼点	6
	(2) 検査の対象及び方法	7
3	検査の状況	7
	(1) 各府省等における研修計画の策定状況等	7
	ア 研修計画の策定状況	7
	イ 研修計画の記載項目	8
	(2) 各府省等における研修の実施に要した経費、研修の実施状況等	10
	ア 研修の実施に要した経費	10
	イ O J Tの実施状況等	12
	ウ O f f－J Tの実施状況等	13
	(3) 各府省等の研修に係る評価、改善の状況等	26
	ア 研修に係る評価の状況	26
	イ 研修記録の作成・保管の状況	31
	ウ 研修計画の改善状況等	33
	(4) 研修施設の保有状況等	34
	ア 研修施設の保有状況	34
	イ 研修施設の稼働状況	36

ウ	研修施設の連携・融通の状況	37
(5)	内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の状況	40
ア	内閣人事局による総合的企画及び調整等の状況	40
イ	人事院による監視等の状況	41
ウ	内閣人事局及び人事院の対応	42
4	所見	42
(1)	検査の状況の概要	42
(2)	所見	49
	別表	51

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

[研修計画等で対象者の範囲が明確になっていないもの]

<事例1> 9

[研修内容に関する評価を取りまとめた報告書が、研修内容の改善につなげることができるものとなっていなかったもの]

<事例2> 31

[教室等稼働率の割合が低調なもの]

<事例3> 37

参考事例一覧

[府省等全体で計画的にOJTを実施しているもの]

<参考事例1> 13

[自府省研修から全府省研修に変更して、他府省等の職員も幅広く受講させて実施しているもの]

<参考事例2> 18

[委託研修の実施に当たり、委託研修として継続して実施するかどうか検討したもの]

<参考事例3> 23

[研修内容に関する評価を実施して研修内容の改善につなげているもの]

<参考事例4> 31

[研修計画及び研修内容の見直しなどの改善につなげているもの]

<参考事例5> 33

[各府省等間で連携して研修施設の融通を行ったもの]

<参考事例6> 38

各府省等における職員の研修の実施状況等について

検 査 対 象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院
国家公務員に対する研修の概要	各府省等が、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき職員に職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることなどを目的として実施するもの
研修の実施に要した経費の額	207億4291万円（平成27年度）

1 検査の背景

(1) 研修の概要

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省及び会計検査院（これらに設置されている外局を含む。以下、これらを合わせて「各府省等」という。）は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることなどを目的とするなどして研修を実施している。

国家公務員の職は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）により、一般職と特別職^{（注1）}に大別されており、同法第2条に規定する特別職に属する職以外の国家公務員の職は一般職とされている。そして、国家公務員法は、このうち一般職の国家公務員にのみ適用されることから、一般職の国家公務員に対する研修は、原則として同法に基づいて実施され、特別職の国家公務員に対する研修は、所属する各府省等においてそれぞれ関係法令等に基づいて実施されている。

（注1） 特別職に属する職 政務を担当するもの（内閣総理大臣、国務大臣等）、権力分立の憲法原則に基づき、その人事制度の設計を立法部や司法部に委ねることに合理性があるもの（裁判所職員、国会職員等）、職務の性質上、別個の身分取扱いの基準によることが適当であるもの（防衛省職員）、その他職務の特殊性により、採用試験や身分保障等について一般職の国家公務員に係る原則を適用することが不適当なもの（各種審議会委員等）

(2) 一般職の国家公務員に対する研修

ア 内閣人事局及び人事院が行う研修に関する業務

前記のとおり、一般職の国家公務員に対する研修は、原則として国家公務員法に基づいて実施されている。同法によれば、研修の根本基準として、研修は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならないとされている。

そして、人事院、内閣総理大臣及び関係庁（各府省等のうち一般職の国家公務員に対する研修を実施する場合の府省等をいう。以下同じ。）の長は、この根本基準を達成するため、職員の研修について計画を樹立し、その実施に努めなければならないとされており、その計画は、研修の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならないとされている。

また、同法によれば、内閣総理大臣及び人事院は中央人事行政機関として研修に関するそれぞれの事務を行うこととされており、内閣総理大臣が行う研修に関する事務は、①研修の根本基準の実施につき必要な事項を人事院の意見を聴いて政令で定めることに関すること、②幹部候補育成課程における各行政機関の課程対象者の政府全体を通じた育成又は内閣の重要政策に関する理解を深めることを通じた行政各部の施策の統一性の確保の観点から行う研修による職員の育成についての調査研究等、③内閣総理大臣が行う研修についての計画の樹立及び実施、④内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び関係各庁に対する調整とされている。

なお、①に関して、平成26年5月の国家公務員法の改正により、28年5月29日まで、人事院規則10-3（職員の研修）（以下「規則10-3」という。）が政令としての効力を有することとなった。そして、上記の内閣総理大臣が行う研修に関する事務を担当する内閣人事局は、その後の検討の結果、改正後の国家公務員法に研修の根本基準の実施に当たり必要な事項が規定されているとしており、規則10-3の失効後、政令は制定されていない。

また、人事院が行う研修に関する事務は、①国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成の観点から行う研修による職員の育成についての

調査研究等、②人事院が行う研修についての計画の樹立及び実施、③内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関する監視、④内閣総理大臣又は関係庁の長に対して計画に基づく研修の実施状況についての報告を求めること及び法令に違反して計画に基づく研修を行った場合の是正のための指示を行うこととされている。なお、人事院は人事行政を公正に行うために国家公務員法によって設置された中立第三者機関であることから、②の研修についての計画の樹立及び実施については、内閣総理大臣の所掌事務である研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整の対象外とされている。

そして、人事院は、26年5月の国家公務員法の改正に伴い、同年同月に人事院が行う研修に関する事務の具体的な内容等を規定する人事院規則10-14（人事院が行う研修等）（以下「規則10-14」という。）を制定した。規則10-14によれば、人事院は、国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成等の（注2）（注3）観点から行政研修や指導者養成研修等の研修についての計画を樹立し実施すること、国家公務員法の規定による調査研究の結果に基づき、関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施の支援を行うこととされている。また、人事院は、必要と認めるときは、同法の監視の権限に基づき、内閣総理大臣又は関係庁の長に対して、研修についての計画の樹立及び実施に関し調査を行うこと、人事院が同法の規定に基づき研修の実施状況について報告を求めたときは、内閣総理大臣及び関係庁の長は、研修の内容その他の事項を報告することとされている。

イ 国家公務員の研修に関する基本方針の策定

内閣総理大臣は、26年6月に、国家公務員法に基づく研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整を行うに当たっての基本的な方針を示すものとして「国家公務員の研修に関する基本方針」（平成26年6月内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針によれば、研修は、人材育成の観点から行われる職務付与（官職への任用、具体的な仕事の割振り等）と並び、人材育成において欠かせない重要な働きかけであるとされている。

そして、執務を通じての研修（On the Job Training。以下「OJT」という。）は、職場の監督者や先輩職員等によって日常的に行われるものであり、組織の一員として必要な知識・技能・心構え等を習得させる中核的な研修であり、また、執務

を離れての研修（Off the Job Training。以下「O f f － J T」という。）は、集中的、体系的な知識・技能の習得、深い思考や気づき、職場外の者から受ける刺激など、O J Tでは得られにくい能力・資質の向上を図るものであり、人材育成を効果的に行うためには、職務付与、O J T、O f f － J Tを相互に効果的に組み合わせることが重要であるとされている。

(ア) O J T

基本方針によれば、行政ニーズの複雑化、高度化が進むとともに、より早く行政活動の成果を挙げることが求められるようになっており、職員に挑戦と失敗を繰り返し経験させながら能力を高めさせていくような余裕が職場から減少しつつあるとされ、また、行政事務のI T化の進展は、業務遂行の全体像を他者から見えにくくするため、職員が上司や先輩職員等の業務遂行状況を見て自然に学ぶということが期待しにくくなっているとされている。

そして、このような状況を踏まえて、O J Tをより効率的かつ効果的に実施していくため、関係各庁は、その所属職員の育成の観点から、職員の監督者に、職員に対するO J Tを適時にかつ効果的に行う必要があることを日常的に意識させ、実行させるとともに、職員の監督者以外の先輩職員等からの助言や支援を得やすい環境づくりに努めるなどの措置を講ずることとされている。

(イ) O f f － J T

基本方針によれば、前記職場環境の変化を踏まえて、O J Tを補完していく観点からO f f － J Tを充実していく必要があるとされ、内閣人事局は、全府省職員を対象とし、政府全体を通じた成果向上及び人材育成を狙いとした研修を実施することとされている。そして、関係各庁は、所管行政の推進を狙いとして、所属職員の育成の観点から又は全府省職員を対象に所掌事務について行う知識及び技能の付与の観点から研修を実施することとされており、内閣人事局及び関係各庁は相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

また、内閣人事局及び関係各庁は、O f f － J Tの企画・運営を行うに当たって、不断の情報収集により研修ニーズの把握に努め、適時に適切な内容がカリキュラムに盛り込まれるようにすること、研修効果を高める観点から、研修対象者の参加意欲や学習意欲を引き出す工夫を行うこと、研修効果を把握し研修内容の

改善に努めることなどを重視することとされている。

(注2) 行政研修 行政運営における中核的な役割を担うことが期待される職員等が、国民全体の奉仕者としての高い職業倫理を保持しつつ、その使命を自覚して施策を行うための当該職員等の資質及び能力の向上等を図る研修をいう。

(注3) 指導者養成研修 職員の能力の向上をより効果的に図るための技法を習得させる等により、関係庁の長が行う研修の指導者の養成を図る研修をいう。

(3) 特別職の国家公務員に対する研修

前記のとおり、特別職の国家公務員に対する研修は、所属する各府省等においてそれぞれ関係法令等に基づいて実施されている。その主な根拠法令等は、次のとおりである。

ア 国会職員に対する研修

国会職員に対する研修は、国会職員法（昭和22年法律第85号）に基づき、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館等において、それぞれ実施されている。

イ 裁判所職員に対する研修

裁判官に対する研修は、裁判所法（昭和22年法律第59号）に基づき、最高裁判所に司法研修所が置かれ、実施されている。

また、裁判官以外の裁判所職員に対する研修は、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）により準用される国家公務員法に基づき、実施されている。

ウ 防衛省職員に対する研修

防衛省では、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）等に基づき、自衛官に対する教育訓練や、事務官等に対する研修がそれぞれ実施されている。

なお、国家公務員法及び人事院規則1-5（特別職）によれば、防衛省職員のうち、地方協力局労務管理課の職員等は一般職の国家公務員とされている。

(4) 研修の実施に要した経費の公表状況

各府省等における研修の実施に当たっては、研修講師や受講者の旅費、教材費・印刷製本費、研修会場の借料、留学費用、研修講師への謝金、研修施設の維持管理費等の経費を要しているが、これらの研修の実施に要した経費について公表された資料はない。

ただし、内閣人事局及び人事院（24年度以前は人事院）は、毎年度、一般職の国家公務員に対する研修を実施する関係各庁の研修の実施状況を調査して（以下、この調査を「研修実施状況調査」という。）、「各府省研修概況」（24年度以前は「国家公

務員研修概況」）を作成し、調査の対象とした関係各庁へ配布しており、24年度までは、研修の実施に要した経費として人事院へ報告された額が記載されていた。これによれば、24年度の研修の実施に要した経費として報告された額の総計は、研修講師への謝金、研修講師や受講者の旅費、教材費等に要した経費として、約76.9億円とな^(注4)っていて、この経費を全研修コース及び総受講者数で除して、1コース及び1研修員当たり^(注4)に換算するとそれぞれ約22万円及び約7千円になるなどとされている。

(注4) 約76.9億円 職員の給与として支払われる人件費、研修施設の維持管理費等及び他府省等が実施する研修に参加した場合の自府省負担額等は含まれていない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

一般職及び特別職の国家公務員に対する研修については、実施に係る根拠法令等の違いがあるものの、職員の能力及び資質を向上させるためには、いずれにおいても研修の実施は必要なものであり、OJTに加えて、Off-JTの役割がより重要になってきている。そして、研修、特にOff-JTの実施には、研修講師等に対する謝金や旅費、研修施設の維持管理費のほか、研修業務に従事している職員の人件費等の経費を要している。このため、研修を実施する各府省等においては、研修を効果的、効率的に実施することが重要となる。

また、内閣人事局及び人事院においては、それぞれの所掌事務に係る研修を自ら実施するほか、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう、一般職の国家公務員に対する研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整、監視等を行うこととされている。そして、基本方針によれば、内閣人事局及び関係各庁は、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

一方、特別職の国家公務員に対する研修については、それぞれの根拠法令に基づき、それぞれの職務の特性に応じて実施されており、研修に関する国家公務員法の規定が適用されないため、研修についての計画の樹立及び実施に関しては内閣人事局及び人事院による総合的企画及び調整、監視等の対象外となっている。

そこで、会計検査院は、一般職及び特別職の国家公務員に対する研修の実施状況等について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して横断的に検査した。

- ア 各府省等は、研修計画を策定して研修の機会を確保しているか。
- イ 各府省等は、研修に要する経費を十分に把握し、経済性等を考慮して適切に研修を実施しているか。また、各府省等間で、研修内容に関する情報を交換するなど連携・協力が図られているか。
- ウ 各府省等は、適時適切に効果測定や研修内容に関する評価を実施するなどして研修の効果を把握し、研修内容等の改善を行っているか。
- エ 各府省等は、研修施設を適切かつ有効に活用して研修を実施しているか。また、各府省等間で、研修施設の年間使用計画等に関する情報を共有するなど連携・協力が図られているか。
- オ 内閣人事局は、関係各庁が一般職の国家公務員を対象に実施する研修について、計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整を適時適切に行っているか。
- カ 人事院は、関係各庁が一般職の国家公務員を対象に実施する研修について、計画の樹立及び実施に関する監視等を適時適切に行っているか。

(2) 検査の対象及び方法

25年度から27年度までの間に、一般職の国家公務員に対する研修を実施している15
(注5)府省等及び特別職の国家公務員に対する研修を実施している5省等、計17府省等の本
(注7)
(注8)省、外局等を対象として、研修の実施状況等に関する調書の提出を求め、これを在庁
 して分析等するとともに、17府省等において、研修の実施状況等について、関係資料
 の提出や説明を受けたり、研修施設に赴いて研修の実施状況を確認したりするなどし
 て会計実地検査を行った。

- (注5) 15府省等 内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
 環境省、防衛省、会計検査院
- (注6) 5省等 国会、裁判所、外務省、厚生労働省、防衛省
- (注7) 17府省等 一般職の国家公務員に対する研修を実施している15府省等
 と特別職の国家公務員に対する研修を実施している5省等の合計20府
 省等のうち、外務省、厚生労働省、防衛省が重複している。
- (注8) 調書の提出 総務省の外局である消防庁については、熊本地震（平成
 28年4月14日）対応のため調書の提出を求めている。

3 検査の状況

(1) 各府省等における研修計画の策定状況等

ア 研修計画の策定状況

一般職の国家公務員に対する研修については、国家公務員法によれば、研修は、
 職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な

な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならないとされており、人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長は、職員の研修について計画を樹立し、その実施に努めなければならないとされている。そして、その研修計画は、研修の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならないとされている。

一方で、研修計画の内容については、国家公務員法等に統一的な定めや運用上のルールは規定されていない。このため、各府省等における個々の研修計画をみると、研修を実施する前に策定される研修要綱等や研修を委託する際に作成される仕様書も研修計画と位置付けている場合がある。

また、特別職の国家公務員に対する研修に係る研修計画についても、関係法令等において統一的な定めや運用上のルールは規定されていない。

27年度における各府省等の研修計画の策定状況をみると、図表1-1のとおり、一般職の国家公務員を対象としたものとして473研修計画、特別職の国家公務員を対象としたものとして146研修計画、計619研修計画が策定されていた（府省等別の研修計画の策定状況（平成27年度）については、別表1参照）。

図表1-1 研修計画の策定状況（平成27年度）

（単位：研修計画）

区分	研修計画（A）	計画等（B）	研修要綱等（C）	仕様書（D）
		（B/A）	（C/A）	（D/A）
一般職	473	271	199	3
（構成比）	（100%）	（57.2%）	（42.0%）	（0.6%）
特別職	146	119	22	5
（構成比）	（100%）	（81.5%）	（15.0%）	（3.4%）
計	619	390	221	8
（構成比）	（100%）	（63.0%）	（35.7%）	（1.2%）

イ 研修計画の記載項目

研修計画の記載項目の状況をみると、図表1-2のとおり、「研修時期」については、一般職の国家公務員に対する473研修計画のうち448研修計画（473研修計画の94.7%）、特別職の国家公務員に対する146研修計画のうち145研修計画（146研修計画の99.3%）で記載されていた。また、「対象者」については、一般職の国家公務員に対する473研修計画のうち435研修計画（473研修計画の91.9%）、特別職の国家公務員に対する146研修計画のうち135研修計画（146研修計画の92.4%）で記載されてい

た。

図表1-2 研修計画に記載されている項目の状況（平成27年度）

（単位：研修計画）

区分	研修計画数 (A)	記載項目								
		研修時期 (B)	対象者 (C)	研修の時間又は日数 (D)	研修の目的 (E)	研修実施方法・実施場所 (F)	研修実施機関 (G)	研修内容、科目 (H)	対象人数 (I)	教官・講師等 (J)
		(B/A)	(C/A)	(D/A)	(E/A)	(F/A)	(G/A)	(H/A)	(I/A)	(J/A)
一般職	473	448	435	417	400	383	347	372	296	249
(構成比)	(100%)	(94.7%)	(91.9%)	(88.1%)	(84.5%)	(80.9%)	(73.3%)	(78.6%)	(62.5%)	(52.6%)
特別職	146	145	135	133	114	87	110	79	83	46
(構成比)	(100%)	(99.3%)	(92.4%)	(91.0%)	(78.0%)	(59.5%)	(75.3%)	(54.1%)	(56.8%)	(31.5%)
計	619	593	570	550	514	470	457	451	379	295
(構成比)	(100%)	(95.7%)	(92.0%)	(88.8%)	(83.0%)	(75.9%)	(73.8%)	(72.8%)	(61.2%)	(47.6%)

しかし、研修計画の記載項目の内容をみると、「研修時期」については、研修実施予定月、研修実施予定日等を明示しているものが多数を占めていたものの、一般職の国家公務員に対する65研修計画（377研修）、特別職の国家公務員に対する29研修計画（86研修）では、「27年度中」、「未定」、「検討中」、空欄等、具体的な時期が明示されていないものが見受けられた。

また、「対象者」についても、「全職員（必修）」、「採用後5年以内の職員」等と対象者を具体的に明示しているものが多数を占めていたものの、一般職の国家公務員に対する62研修計画（368研修）、特別職の国家公務員に対する23研修計画（55研修）では、「未定」、空欄等、具体的な対象者が明示されていないものが見受けられた。

上記のうち、「対象者」の範囲が明確になっていないため、必修の研修とされているにもかかわらず、監督者等が受講の要否を適切に判断することが難しく、対象となるべき職員の研修の機会の確保に支障を及ぼすおそれがあるものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 研修計画等で対象者の範囲が明確になっていないもの

農林水産省は、「農林水産省職員研修要領」（平成17年16秘第602号大臣官房秘書課長通知）において省全体の研修の体系や大まかな実施方法等について規定していて、これに基づき、毎年度、研修計画を作成している。また、同要領によると、必修研修については、監督者は、対象者である職員を必ず参加させることとしている。

農村振興局の実践技術研修（地方農政局管内の国等の農業農村整備関係の業務に従事している職員を対象に、事業計画から設計・施工管理までの基礎的かつ実務的な現場業務等に関係する技術を習得させることを目的として実施する研修）については、平成27年度の研修計画で、

研修の実施者とされている農村振興局長が、主に地方農政局の職員等を対象に実施することとされている。そして、農村振興局長は、各地方農政局長に対して、各地方農政局において実践技術研修を実施するよう指示していて、各地方農政局長は、各地方農政局の実情に応じて研修実施要領を作成し、当該実施要領に基づき研修を実施している。

検査したところ、中国四国、九州両農政局は、業務上必要性が高い又は重要分野であることを理由に実践技術研修の一部を必修研修として実施しているが、研修実施要領において、受講対象者を、単に「農業土木技術者」等としていて、職員がいつまでに受講すべきかの目安となる経験年数、入省年次等の具体的な範囲を記載していなかった。このため、両局において、28年3月末現在、研修内容に関連した業務に従事していて受講が必要とされているのに未受講のままとなっている職員が延べ165人（受講対象者延べ367人の44.9%）見受けられる状況となっていた。

なお、他の地方農政局における実践技術研修の研修実施要領においては、受講対象者の範囲を入省から5年目までに必ず受講することとするなどと明確に記載していた。

研修計画の記載項目のうち「研修時期」及び「対象者」については、必要かつ適切な職員の研修の機会の確保の面から可能な限り明示することが望ましい。

(2) 各府省等における研修の実施に要した経費、研修の実施状況等

ア 研修の実施に要した経費

前記のとおり、各府省等における研修の実施に要した経費は公表されていない。また、26年度までは、研修実施状況調査において内閣人事局及び人事院は関係各庁に対して研修の実施に要した経費の報告を求めていたが、関係各庁が内閣人事局及び人事院に対して報告した調査票の記載内容を確認したところ、経費を予算額や概算額で報告したとしている府省等があったため、府省等全体における研修の実施に要した経費を正確に把握できるものとはなっていなかった。

そこで、会計検査院が、研修講師や受講者の旅費、教材費・印刷製本費、研修会場の借料、留学費用、研修講師への謝金、研修施設の維持管理費等に要した経費について調書を基に集計し整理したところ、図表2-1のとおり、各府省等の27年度の研修施設の維持管理費は119億9247万余円、それ以外の経費は87億5044万余円、計207億4291万余円となっており、各府省等が保有する研修施設の維持管理費が最も多く、次いで、旅費43億9772万余円、庁費33億2820万余円等となっていた（府省等別の研修の実施に要した経費（平成27年度）については、別表2参照）。

図表2-1 研修の実施に要した経費（平成27年度）

（単位：千円）

区分	研修施設の 維持管理費 を除く (A)	旅費 (B)	庁費 (C)	諸謝金 (D)	その他 (E)	研修施設の 維持管理費 (F)	計 (G=A+F)
	(A/G)	(B/G)	(C/G)	(D/G)	(E/G)	(F/G)	
一般職	7,608,448	3,825,708	2,968,563	670,960	143,215	5,983,273	13,591,722
（構成比）	(55.9%)	(28.1%)	(21.8%)	(4.9%)	(1.0%)	(44.0%)	(100%)
特別職	1,141,996	572,015	359,645	210,335	-	6,009,201	7,151,197
（構成比）	(15.9%)	(7.9%)	(5.0%)	(2.9%)	(-)	(84.0%)	(100%)
計	8,750,445	4,397,724	3,328,209	881,296	143,215	11,992,474	20,742,919
（構成比）	(42.1%)	(21.2%)	(16.0%)	(4.2%)	(0.6%)	(57.8%)	(100%)

注(1) 旅費には、職員旅費のほか、留学旅費及び講師旅費が含まれている。

注(2) 庁費は、備品費、消耗品費、印刷製本費、会場借料、雑役務費等のうち、研修に要した経費を集計したものである。なお、後述する委託研修に要した経費は、主に庁費に含まれている。

注(3) その他は、旅費、庁費及び諸謝金以外の経費を集計したものである。

注(4) 研修とそれ以外の業務における経費を合理的な方法により案分できないものも含まれている。

また、研修業務に従事する職員に係る人件費相当額については、研修業務に従事している職員に併任や兼務の職員がいて、全て把握することが困難なため、27年度末の研修施設において研修業務に専ら従事している職員の数（1,197人）に、人事院の「平成27年国家公務員給与等実態調査報告書」（以下「調査報告書」という。）に記載されている一般職の国家公務員の全俸給表の平均給与月額（平均年齢43.3歳）^{（注9）}を基に会計検査院が算出した年間給与額（6,704,925円）を乗じて機械的に試算すると、その額は約80億円となる。

（注9） 会計検査院が算出した年間給与額 次の算式を用いて算出している。
 なお、16.1月は、月例給支給月数12月と期末勤勉手当支給月数4.1月を合計したものである。

$$\text{年間給与額（円）} = \text{平均給与月額（416,455円）} \times \text{月数（16.1月）}$$

さらに、Off-JTは、受講者が執務から離れて研修を受講するものであることから、Off-JTの受講者に係る人件費相当額について、仮に27年度の20時間以上の研修を受けた受講者数80,682人の受講時間13,538,881時間に、調査報告書の^{（注10）}全俸給表の平均給与月額を基に会計検査院が算出した時間単価（2,273円）を乗じて機械的に試算すると、その額は約307億円となる。

（注10） 会計検査院が算出した時間単価 次の算式を用いて算出している。このうち、俸給は、調査報告書記載の平均給与月額のうちの俸給（民間の基本給に相当）の月額を用いており、俸給の調整額等を含む。また、地域手当等は、平均給与月額の中の地域手当等の月額を用いている。なお、地域手当は、民間の賃金水準が高い地域に在勤する職員に支給される手当である。

$$\text{時間単価（円）} = \frac{(\text{俸給（344,410円）} + \text{地域手当等（37,425円）}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間（38時間45分）} \times 52}$$

このように、研修の実施には、研修施設の維持管理費や旅費等の経費を要しており、また、機械的な試算ではあるが、研修業務に従事する職員に係る人件費相当額や受講者の研修時間に係る機会費用が生じていることも踏まえると、各府省等は、研修に対するコスト意識を高めつつ、職員の能力や資質を向上するために効果的な研修の実施に努めることにより、予算の効率的執行につなげる必要がある。

イ OJTの実施状況等

前記のとおり、基本方針によれば、OJTは、職場の監督者等によって日常的に行われるものであり、組織の一員として必要な知識・技能・心構え等を習得させる中核的な研修とされている。また、人材育成を効果的に行うためには、職務付与（官職への任用、具体的な仕事の割振り等）、OJT、Off-JTを相互に効果的に組み合わせることが重要であり、研修の企画・運営においても、このことが意識される必要があるとされている。そして、OJTをより効率的かつ効果的に実施していくため、関係各庁は、職員の監督者に対して、職員に対するOJTを適時にかつ効果的に行う必要があることを日常的に意識させ、実行させるなどの措置を講ずることとされている。

そして、一般職及び特別職の国家公務員について、OJTを府省等全体で計画的に実施する体制となっているかについてみると、公正取引委員会、国税庁及び特許庁（以下、これらを「3庁等」という。）は、それぞれの人材育成制度に基づき、委員会や庁全体としてOJTを計画的に取り組むこととしていた。

その内容をみると、3庁等においては、いずれも新規採用者を育成対象者として、採用後に配属された部署等の監督者が指定する育成指導者によって、育成の目標を設定した上で、採用から一定期間を通じて継続的に指導を実施し、所属組織の職員に求められる職務遂行能力を育成していくこととしている。そして、3庁等においては、OJTのためのマニュアル等を育成指導者に配布したり、育成指導者等に対するOJTのための研修を実施したりするとともに、会議等により育成指導者間で育成に関する情報交換を行わせたり、育成指導者に育成対象者と面談等を行わせ、育成対象者の目標の達成状況や自己評価を考慮して今後の指導内容及び指導方針を決定させたり、OJTによる部下職員の指導・育成を育成指導者の業績目標に設定さ

せ育成指導者の上司に指導状況を評価させたりするなど、新規採用者に対するOJTを組織的・計画的に実施する体制が整備されていた。

一方、3庁等以外の府省等においては、OJTを府省等全体で計画的に実施する取組は行われていなかった。

府省等全体で計画的にOJTを実施しているものについて、事例を示すと次のとおりである。

<参考事例1> 府省等全体で計画的にOJTを実施しているもの

国税庁では、若手職員を円滑かつ効果的に育成するために、組織全体として人材育成に取り組むことが重要であるとして、若手職員の指導育成に当たっての基本方針を策定している。指導育成の対象となる若手職員については、調査・徴収の事務経験が3年に達するまでの職員を基本としている。

そして、各国税局等においては、同方針に基づき、若手職員の計画的かつ継続的な指導育成に取り組めるよう、OJTの実施要領等を定めた指導育成プログラムを策定し、同プログラムに沿って、指導者は、若手職員が従事する調査・徴収事務等の職務に応じたOJTを実施している。

具体的には、各国税局等において従事事務区分別の習得項目や時期を示したスキルアップモデル等を作成し、指導者は、スキルアップモデル等の項目が記載されたチェックシートを若手職員に定期的に作成させ、習得度の判定をするとともに、若手職員が指導を希望する項目を聴取し、今後の指導内容、指導方針等について、チェックシートへの記載等により決定していくこととし、若手職員の育成段階に応じたOJTを実施している。

ウ O f f－J Tの実施状況等

(ア) O f f－J Tの実施状況

一般職の国家公務員に対する研修については、前記のとおり、基本方針によれば、内閣人事局及び関係各庁は、OJTを補完する観点からO f f－J Tを充実させていく必要があるとされており、O f f－J Tは、集中的、体系的な知識・技能の習得、深い思考や気づき、職場外の者から受ける刺激など、OJTでは得られにくい能力・資質の向上を図るものとされている。また、規則10-14によれば、人事院は、国民全体の奉仕者としての使命と職責に関する職員の自覚が高められるよう留意してO f f－J Tを実施することとされている。

一方、特別職の国家公務員に対する研修については、O f f－J Tの実施に関して、統一的な留意点を定めたものはない。

25年度から27年度までの間におけるO f f－J Tの研修数及び受講者数をみると、図表2-2のとおりとなっていて、27年度については、一般職の国家公務員に対

する研修は18,435研修、受講者数は761,892人、特別職の国家公務員に対する研修は817研修、受講者数は17,526人となっていた（府省等別の研修実施体制等については、別表3参照）。

図表2-2 O f f ー J T の研修数及び受講者数（平成25年度～27年度）

（単位：研修、人）

区分	平成25年度		26年度		27年度	
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
一般職	14,798	541,662	18,950	688,555	18,435	761,892
特別職	811	15,030	876	15,008	817	17,526
計	15,609	556,692	19,826	703,563	19,252	779,418

25年度から27年度までの間に実施されたO f f ー J T の実施状況について、20時間以上の研修と20時間未満の研修に区分すると、図表2-3のとおり、一般職の国家公務員に対する20時間未満の研修の受講者数は、26年度において622,560人となっていて、25年度の479,618人に比べて増加していた。これは、厚生労働省が職員監理・職務規律等の倫理研修を地方支分部局を含めて同省全体で多数実施したため受講者が増加したことが主な要因となっている。

また、特別職の国家公務員に対する20時間未満の研修の研修数は27年度において430研修となっていて26年度の460研修に比べて減少しているが、受講者数は26年度の5,582人と比べて27年度は7,595人に増加していた。これは、27年度に発足した防衛装備庁が全職員向けにコンプライアンス研修を実施したことが主な要因となっている。

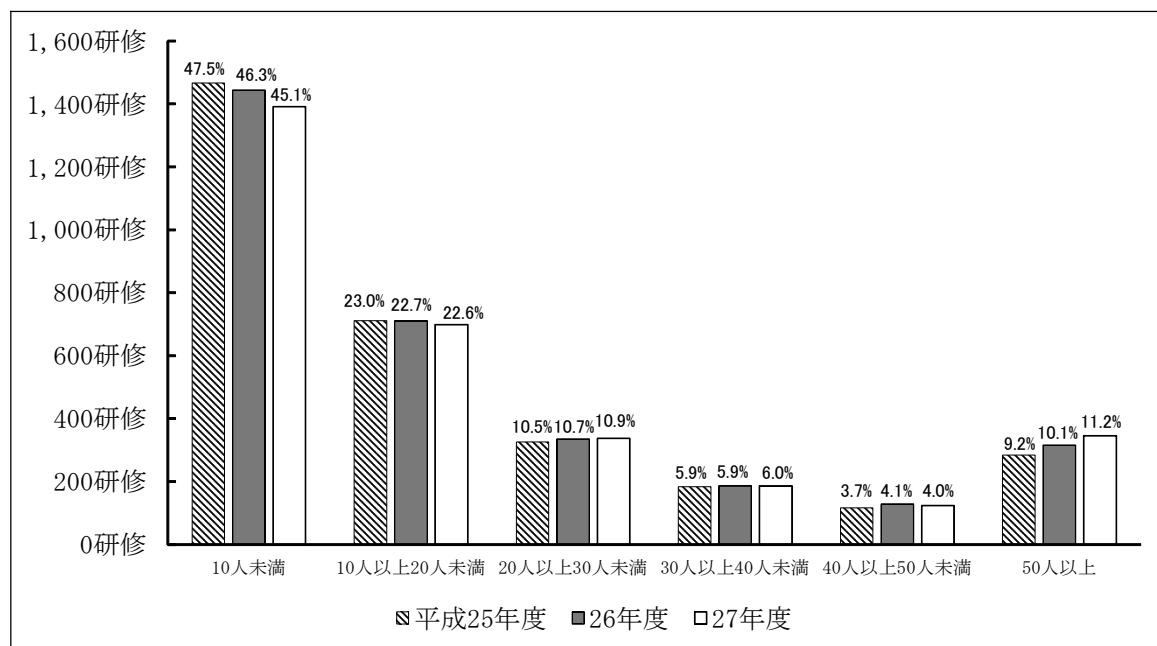
図表2-3 20時間以上の研修と20時間未満の研修の研修数及び受講者数の推移（平成25年度～27年度）

（単位：研修、人）

区分		平成25年度		26年度		27年度		計	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
一般職	20時間以上の研修	2,680	62,044	2,702	65,995	2,694	70,751	8,076	198,790
	20時間未満の研修	12,118	479,618	16,248	622,560	15,741	691,141	44,107	1,793,319
特別職	20時間以上の研修	406	9,723	416	9,426	387	9,931	1,209	29,080
	20時間未満の研修	405	5,307	460	5,582	430	7,595	1,295	18,484
計	20時間以上の研修	3,086	71,767	3,118	75,421	3,081	80,682	9,285	227,870
	20時間未満の研修	12,523	484,925	16,708	628,142	16,171	698,736	45,402	1,811,803

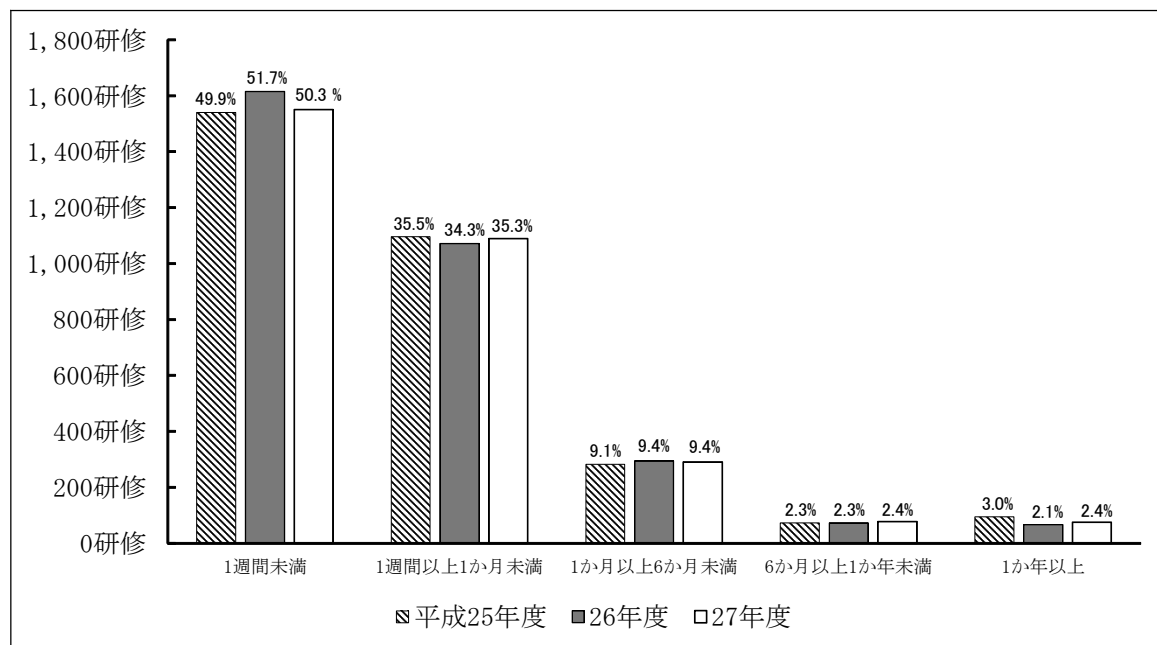
そして、25年度から27年度までの間に実施された20時間以上の研修計9,285研修について、各年度における各研修の受講者数の分布状況をみると、図表2-4のとおり、各年度とも10人未満の研修が全体の40%以上を占めていた。また、各年度とも50人以上の研修が全体の10%前後となっていた。

図表2-4 各研修の受講者数の分布状況（平成25年度～27年度、20時間以上の研修）



また、各年度における各研修の受講時間の分布状況をみると、図表2-5のとおり、各年度とも1週間未満の研修が全体の50%前後を占めていた。

図表2-5 各研修の受講時間の分布状況（平成25年度～27年度、20時間以上の研修）

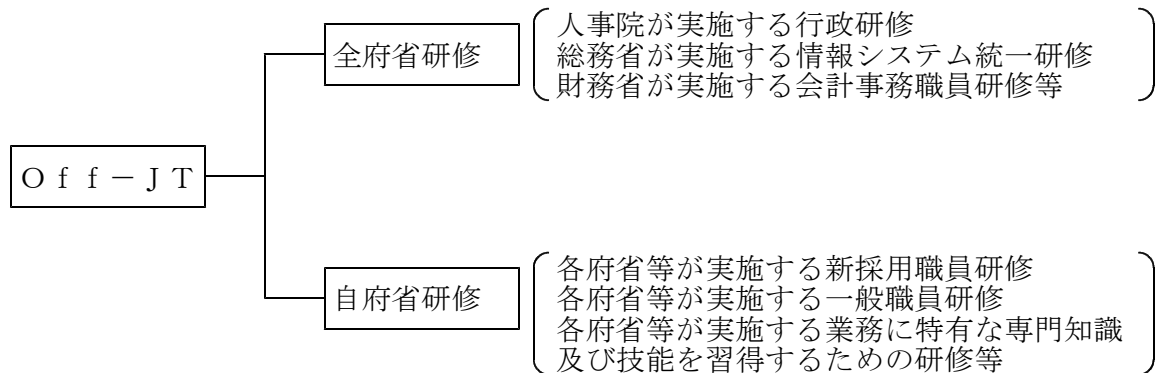


(イ) 全府省研修及び自府省研修の実施状況

Off-JTを受講対象者の範囲別に分類すると、図表2-6のとおり、政策立案・実施や政策評価、組織の内部管理等のような政府全体に共通する事務処理の向上等を図るために全府省等の職員を対象として実施する研修（以下「全府省研

修」という。)と各府省等が所属職員の育成のためにその所属職員を対象として実施する研修(以下「自府省研修」という。)がある。

図表2-6 O f f - J T の受講対象者の範囲別の分類



(注) 自府省研修の中には、他府省等の職員の参加を認めているものがある。

26年5月の国家公務員法の改正により、一般職の国家公務員に対する研修について、関係各庁は、所属職員に対する研修だけではなく、他の行政機関の職員を対象とする知識及び技能の付与の観点からも研修の実施に努めることが法律上明記された。また、基本方針においても、内閣人事局及び関係各庁は、所属職員に対する研修だけではなく、他府省等の職員も対象とする研修について、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

一方、特別職の国家公務員に対する研修については、所属職員に対する研修だけではなく、他府省等の職員も対象とする研修について、相互に連携・協力することを定めたものはない。

25年度から27年度までの間に実施された一般職及び特別職の国家公務員に対する全府省研修の研修数及び受講者数をみると、図表2-7のとおり、研修数は、25年度270研修、26年度283研修、27年度279研修となっていた。そして、受講者数は、25年度22,660人、26年度45,235人、27年度81,694人となっていて、内閣人事局が人事評価の公正な実施を確保するために実施している評価者講座(eラーニング)の受講者数が増えたことなどから、26年度から27年度にかけて大幅に増加していた。

図表2-7 全府省研修の研修数及び受講者数の推移（平成25年度～27年度）

（単位：研修、人）

区分	平成25年度		26年度		27年度	
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
一般職	255	22,253	267	44,877	266	81,333
特別職	15	407	16	358	13	361
計	270	22,660	283	45,235	279	81,694

また、25年度から27年度までの間に実施された府省等別の全府省研修の実施状況をみると、図表2-8のとおり、12府省等が全府省研修を実施していた。

このうち、国家公務員法に基づいて全府省研修を実施することとされている内閣人事局及び人事院の研修の実施状況をみると、国家公務員合同初任研修を共催しているほか、内閣人事局は、26年度以降、それまで総務省人事・恩給局で実施していた官民合同セミナー、新任管理者セミナー等、計15研修を引き継いで実施していたり、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を図るための幹部候補育成課程中央研修等を新たに実施したりしていて、26、27両年度とも23研修実施していた。また、人事院は、行政研修や各府省の地方機関の実情を踏まえつつ、役職段階別に求められる資質・能力を向上させるとともに、国民全体の奉仕者としての意識の徹底を図ることを目的とする地方機関職員研修等を実施していて、25年度から27年度までの間において各年度140研修程度実施していた。

図表2-8 府省等別の全府省研修の研修数の推移（平成25年度～27年度）

（単位：研修）

府省等名	平成25年度	26年度	27年度
内閣官房	1	24	24
うち内閣人事局	－	23	23
人事院	136	145	142
内閣官房及び人事院(注)	1	1	1
計	138	170	167
国立国会図書館	13	14	11
内閣府	9	10	10
総務省	63	39	43
法務省	2	2	2
外務省	4	4	4
財務省	4	7	7
文部科学省	2	2	2
国土交通省	1	1	1
環境省	31	31	29
防衛省	2	2	2
会計検査院	1	1	1
計	132	113	112
合計	270	283	279

（注） 内閣人事局及び人事院（平成26年度以前は人事院及び総務省）の共催により毎年度実施している国家公務員合同初任研修である。

また、25年度から27年度までの間に実施された全府省研修の中には、自府省研修から全府省研修に変更していたものが1研修見受けられた。

この研修について、事例として示すと次のとおりである。

<参考事例2> 自府省研修から全府省研修に変更して、他府省等の職員も幅広く受講させて実施しているもの

内閣府は、平成24年度以降、毎年度、広報実施業務の一環として、広報担当職員等の広報マインドを醸成したり、広報に関する知識を深めたりすることなどを目的とした「広報スキルアップ研修」を実施している。

内閣府は、同研修の実施初年度である24年度は同府の職員のみを対象として研修を実施していたが、広報マインドを醸成したり、広報に関する知識を深めたりすることは他省等においても重要であるとして、25年度以降は全府省等の職員を対象として研修を実施していて、27年度は他省等から271人が同研修に参加していた。

そして、全府省研修の実施時期や研修内容等については、研修を実施する府省

等から、参加実績のある府省等に対して受講者の推薦を依頼したり、関係各庁の研修担当官が出席する研修連絡会議で情報提供したりすることにより、参加者を募っている。また、各府省研修概況等には、関係各庁へ情報提供の一環として、全府省研修一覧（20時間以上）が記載されている。

一方、全府省研修とは別に、各府省等は、研修の目的や内容が所属職員の育成のためのものであっても、他府省等においても必要となる専門的知識や技能の付与が含まれるなどの場合に、自府省研修であるが、所属職員だけではなく他府省等の職員も受講対象としているものがある。

例えば、農林水産省においては酪農を取り巻く諸状況の認識を目的とした畜産技術に関する研修、経済産業省においては「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）の執行業務を行う職員が規制対象事業者の指導・監督を行うために必要な専門知識等を修得し業務の円滑な遂行に資することを目的とした省エネルギー政策に関する研修、国土交通省においては官公庁の営繕行政に関する総合的な知識の修得や施策の企画・立案能力等の向上を目的とした官庁営繕に関する研修について、他府省等の職員も受講対象としている。

そこで、25年度から27年度までの間に各府省等が実施する自府省研修のうち、実際に他府省等の職員が受講している研修数をみると、図表2-9のとおり、一般職の国家公務員に対する研修の研修数は、25年度の152研修から27年度の173研修となっていた。そして、他府省等の職員の受講者数は、25年度の797人から27年度の994人となっていた。

また、特別職の国家公務員に対する研修の研修数は、25年度の4研修から27年度の6研修、受講者数は25年度の50人から27年度の42人となっていた。

図表2-9 自府省研修の研修数等の推移（平成25年度～27年度）

(単位：研修、人)												
区分	平成25年度				26年度				27年度			
	自府省研修	受講者数	うち他府省等の職員が受講しているもの		自府省研修	受講者数	うち他府省等の職員が受講しているもの		自府省研修	受講者数	うち他府省等の職員が受講しているもの	
			研修数	他府省等の受講者数			研修数	他府省等の受講者数			研修数	他府省等の受講者数
一般職	14,543	519,409	152	797	18,683	643,678	166	1,189	18,169	680,559	173	994
特別職	796	14,623	4	50	860	14,650	9	72	804	17,165	6	42
計	15,339	534,032	156	847	19,543	658,328	175	1,261	18,973	697,724	179	1,036

27年度に他府省等の職員が受講している179研修のうち20時間以上の研修125研修について、各府省等への情報提供の状況をみると、当該研修を実施する研修施設等のホームページで情報提供しているものが72研修、過去に受講した実績のあ

る一部の府省等へ個別に情報提供しているものが53研修となっていて、研修連絡会議等で研修の実施時期や研修内容等の情報提供がされている全府省研修と異なり、他府省等の職員に対して受講対象としている研修について十分に情報提供されていない状況が見受けられた。

また、各府省等は、他府省等の職員を受講対象としていない研修について、自府省等において必要と思われる知識や技術を習得することを最優先にしていたり、他府省等のニーズはないと考えていたりなどしているため、他府省等の職員を受講対象としていないとしていた。

各府省等は、他府省等の職員も受講対象としている研修について、他府省等の職員を更に追加して受講させたとしても業務の遂行上問題がないと認められる場合には、過去に受講した実績のない府省等に対しても情報提供することを検討したり、他府省等の職員を受講対象としていない研修について、相互に情報提供を行い、研修の目的や内容が、他府省等においても必要となる専門的知識や技能の付与が含まれるなど、他府省等のニーズがある場合には、他府省等の職員も受講対象として実施することを検討したりなどする必要がある。

(ウ) 全府省研修及び自府省研修における派遣研修の実施状況等

各府省等における派遣研修は、海外の大学院等に派遣する在外研修と国内の大学院等に派遣する国内研修とに分かれていて、全府省研修及び自府省研修において実施されている。

国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号。以下「償還法」という。）によれば、裁判所職員及び防衛省の特別職の職員を含む国家公務員は、留学中又は留学終了後の在職期間が5年に達するまでの期間に離職した場合には、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされている。

そして、内閣人事局及び人事院は、毎年度、上記国家公務員の留学費用の償還等に関する状況を調査している（以下、この調査を「留学費用償還状況調査」という。）。留学費用償還状況調査によると、25年度から27年度までの間の在外研修又は国内研修の年度別の留学開始人数は、償還法の対象となっていない国会職員を除いて、25年度は391人（在外研修231人、国内研修160人）、26年度は386人（同230人、同156人）、27年度は417人（同243人、同174人）となっている。

また、国会職員については、国会職員法に基づき、償還法に規定する職員の例によることとなっている。国会職員における27年度の留学開始人数は、衆議院は5人（在外研修3人、国内研修2人）、参議院は2人（同1人、同1人）、国立国会図書館は1人（同1人、同0人）の計8人となっている。

27年度に在外研修又は国内研修のために留学を開始した者を府省等別にみると、図表2-10のとおり、在外研修は248人、国内研修は177人となっていた。

図表2-10 平成27年度に留学を開始した者の府省等別の状況

(単位：人)

区分	衆議院	参議院	国立国会図書館	最高裁判所	人事院	内閣府	公正取引委員会	警察庁	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	国税庁	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	特許庁	国土交通省	海上保安庁	環境省	原子力規制委員会	防衛省	会計検査院	計
在外研修	3	1	1	10	1	2	3	8	12	10	10	56	25	3	10	8	8	29	5	19	0	5	0	17	2	248
国内研修	2	1	0	0	0	0	1	1	4	2	0	0	16	8	2	0	1	2	0	2	4	1	3	124	3	177
計	5	2	1	10	1	2	4	9	16	12	10	56	41	11	12	8	9	31	5	21	4	6	3	141	5	425

留学費用償還状況調査によると、償還法が制定された18年から27年度までの間に留学を開始した者は計3,816人となっていて、このうち留学中又は留学終了後の在職期間が5年に達するまでの期間に離職した者（以下「償還義務者」という。）の計133人について、各府省等は、償還義務が発生した場合、償還法に基づいて償還義務者の償還金額を算出し、償還計画を作成するなどして適切に債権の管理を行っているとしている。そして、27年度末時点では、償還計画に基づいて償還義務者のうち117人は留学費用の償還が終了しており、償還中の16人の償還状況は、図表2-11のとおり、償還義務額が64,233,767円で、償還残額が41,633,893円となっていた。また、国会職員について、27年度末時点での償還中の者はいない。

図表2-11 平成27年度末時点での償還状況

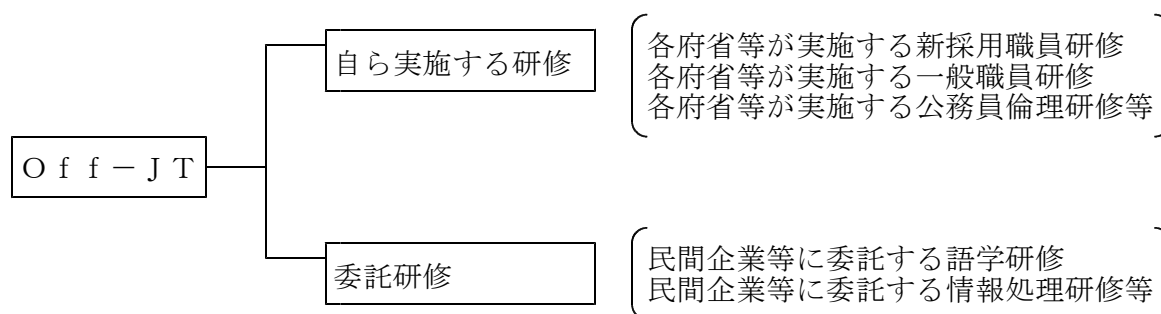
(単位：円)

区分	償還義務額	償還済額	償還残額
在外研修	56,422,909	22,599,874	33,823,035
国内研修	7,810,858	0	7,810,858
計	64,233,767	22,599,874	41,633,893

(エ) 委託研修の実施状況

O f f - J Tには、図表2-12のとおり、各府省等が自ら実施する研修のほかに、専門教育機関等に委託して行う研修（以下「委託研修」という。）がある。

図表2-12 O f f - J T の実施形態別の分類



27年度の一般職の国家公務員に対する18,435研修のうち、委託研修は1,220研修となっていて、主な研修として語学研修や情報処理研修がある。また、27年度の特別職の国家公務員に対する817研修のうち、委託研修は361研修となっていて、主な研修として情報処理研修がある。

(注11)

そして、27年度に実施した一般職の国家公務員に対する委託研修に要した経費は、計9億0866万余円、特別職の国家公務員に対する委託研修に要した経費は、計1億6481万余円となっていた。

(注11) 委託研修に要した経費 民間企業等に一括して委託して実施した研修に要した経費。自ら実施する研修の一部カリキュラムを委託したものには要した経費は除外している。

また、委託した主な理由をみると、図表2-13のとおり、一般職の国家公務員に対する研修においては、自ら実施することが困難であったためとしているものが764研修（1,220研修の62.6%）、委託研修として継続して実施してきたためとしているものが260研修（委託研修に要した経費計8311万余円、1,220研修の21.3%）、特別職の国家公務員に対する研修においては、自ら実施することが困難であったためとしているものが220研修（361研修の60.9%）、委託研修として継続して実施してきたためとしているものが95研修（委託研修に要した経費計1071万余円、361研修の26.3%）等となっていた。

図表2-13 委託した主な理由（平成27年度）

（単位：研修）

区分	研修数 (A)	委託した主な理由			
		自ら実施することが困難であったため (B)	委託研修として継続して実施してきたため (C)	民間企業等に研修を委託することにより、自府省で主催するよりも経費がかからないなどのため (D)	その他 (E)
		(B/A)	(C/A)	(D/A)	(E/A)
一般職	1,220	764	260	19	177
(構成比)	(100%)	(62.6%)	(21.3%)	(1.5%)	(14.5%)
特別職	361	220	95	9	37
(構成比)	(100%)	(60.9%)	(26.3%)	(2.4%)	(10.2%)
計	1,581	984	355	28	214
(構成比)	(100%)	(62.2%)	(22.4%)	(1.7%)	(13.5%)

研修を委託した主な理由を、委託研修として継続して実施してきたこととしている研修については、今後、研修の実施に当たり、研修の効果に照らして経済性を十分考慮して委託研修として継続するかどうか検討する必要がある。

委託研修の実施に当たり、委託研修として継続して実施するかどうか検討したものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例3＞ 委託研修の実施に当たり、委託研修として継続して実施するかどうか検討したもの

参議院は、平成27年度に、一般財団法人日本人事行政研究所が主催する有償の「服務・懲戒実務研修会」に委託研修として職員を派遣して、国家公務員の職務に専念する義務、懲戒制度の理論と手続等に係る研修を受講させている。

一方、関係各庁は、国家公務員の職務に専念する義務等について人事院が主催する一般職の国家公務員を対象とした無償の「本府省職員を対象とする勤務時間制度及び服務・懲戒制度等の説明会」（以下「説明会」という。）に職員を派遣している。

人事院によれば、説明会は、一般職の国家公務員の制度に関するものであるが、特別職の国家公務員についても希望があり、かつ、説明会の会場のスペースに余裕がある場合には受講することは可能であるとしていることから、参議院は、人事院から説明会に関する情報を入手し、委託研修として継続するかを検討し、従来の委託研修に代わって、28年度は説明会に職員を派遣した。

(オ) e ラーニング研修の実施状況

25年度から27年度までの間に実施されたeラーニング研修の実施状況をみると、図表2-14のとおり、25年度は68研修、受講者数66,584人、26年度は80研修、受講者数77,051人、27年度は79研修、受講者数116,532人となっていて、受講者数は年々増加傾向にある。特に、26年度から27年度にかけて大幅に増加した主な理由は、内閣人事局で実施している人事評価（評価者向け）の研修対象者が本府省課室長

相当職以上の職員から全評価者に拡大されたことによるものである。

図表2-14 eラーニング研修の実施状況の推移（平成25年度～27年度）

（単位：研修、人）

区分	平成25年度		26年度		27年度	
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
一般職	64	66,439	74	76,854	75	116,393
特別職	4	145	6	197	4	139
計	68	66,584	80	77,051	79	116,532

上記eラーニング研修の実施状況について全府省研修及び自府省研修別にみると、図表2-15のとおり、全府省研修のeラーニング研修は、総務省の情報システム統一研修、内閣人事局の人事評価（評価者向け）やメンタルヘルス等の研修の実施により27年度の受講者数は増加しているものの、自府省研修におけるeラーニング研修の推移は、ほぼ横ばいの状況となっている。

図表2-15 eラーニング研修の実施形態別の推移（平成25年度～27年度）

（単位：府省等、研修、人）

区分	平成25年度			26年度			27年度		
	府省等数	研修数	受講者数	府省等数	研修数	受講者数	府省等数	研修数	受講者数
全府省研修	17	8	12,623	17	8	18,116	17	9	54,091
自府省研修	13	60	53,961	13	72	58,935	13	70	62,441
計		68	66,584		80	77,051		79	116,532

自府省研修におけるeラーニング研修の導入が進んでいない理由について、各府省等は、eラーニング研修の効果は集合研修に比べて限定的であり、別途経費を要してまで実施する必要があるとしていたり、単に教材を使用するだけでは研修の効果が把握できず、対話型の研修の方がより研修の効果が高いとしていたりなどしている。

そのため、eラーニング研修に加えて、集合研修も実施するようにしている府省等も見受けられた。

また、25年度から27年度までの間に実施された自府省研修におけるeラーニング研修の形態別の実施状況をみると、図表2-16のとおりである。

27年度におけるeラーニング研修の形態別の実施状況は、民間企業等に委託してeラーニングシステムを利用しているものが9府省等で19研修、受講者数25,405人となっていて、研修内容は、語学や資格等の専門知識の習得のために実施していたり、多数の職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施したりしているも

のが多く、各府省等において研修の実施を担当している部局等（以下「研修実施部局」という。）は、研修の効果測定等について民間企業等から報告を受けている。

また、自府省等でeラーニングシステムの開発、改良等により構築し実施しているものが、7府省等で25研修、受講者数25,882人となっていて、研修内容は、多数の職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施したり、集合研修の予習的な研修を実施したりなどしているものが多く、研修実施部局は、eラーニングシステム上で研修の効果測定等を確認している。

一方、研修教材を府省等内ホームページ等に掲載して職員の自席等で研修を受講するものが、6府省等で26研修、受講者数11,154人となっていて、研修内容は、セキュリティや倫理研修等で一度に多数の受講者を研修に参加させることができ、研修実施部局は、研修に要する経費を抑えているものの、府省等内ホームページ等で研修の効果測定等を実施することがシステム上で困難なため、受講者からのアンケートを回収するなどして確認しなければ把握できない体制となっているものが多い。

図表2-16 eラーニング研修の形態別の実施状況（平成25年度～27年度）

(単位：府省等、研修、人)										
区分	eラーニング研修の形態	平成25年度			26年度			27年度		
		府省等数	研修数	受講者数	府省等数	研修数	受講者数	府省等数	研修数	受講者数
自府省研修	民間企業等のeラーニングシステムを利用しているもの	9	20	27,169	9	19	25,392	9	19	25,405
	自府省等においてeラーニングシステムを構築しているもの	7	17	19,063	7	26	22,551	7	25	25,882
	研修教材を府省等内ホームページ等に掲載しているもの	6	23	7,729	6	27	10,992	6	26	11,154

また、25年度から27年度までの間に実施された自府省研修におけるeラーニング研修の1研修当たりの平均受講者数をみると、図表2-17のとおりとなっていて、27年度におけるeラーニング研修の1研修当たりの平均受講者数は、民間企業等のeラーニングシステムを利用しているものが1,337人、自府省等においてeラーニングシステムを開発、改良等して構築しているものが1,035人、研修教材を府省等内ホームページ等に掲載して職員の自席等で研修を受講するものが429人となっていて、eラーニング研修以外の他の研修に係る1研修当たりの平均受講者数33人と比べて多くなっている。

図表2-17 自府省研修における e ラーニング研修の1研修当たりの平均受講者数（平成25年度～27年度）

（単位：人）

区分	e ラーニング研修の形態	平成25年度	26年度	27年度
自府省研修	民間企業等の e ラーニングシステムを利用しているもの	1,358	1,336	1,337
	自府省等において e ラーニングシステムを構築しているもの	1,121	867	1,035
	研修教材を府省等内ホームページ等に掲載しているもの	336	407	429

また、27年度における e ラーニング研修のうち1研修当たり受講者数の多い上位5研修についてみると、農林水産省の情報セキュリティ対策研修21,702人、厚生労働省の共働支援システム内オンライン自習室10,867人、経済産業省の服務規律研修9,507人、環境省の情報セキュリティ研修2,549人、内閣府の倫理研修1,704人となっている。

このことから、e ラーニング研修については、研修の効果は集合研修と比べて限定的であるなどとしている省庁等があるものの、一度に多くの受講者に研修の機会を確保でき、また、一定の期間内に同一内容の研修を実施できるという特徴もあることから、研修の効果に留意しつつ、上記の特徴を生かしながら活用していく必要がある。

（3）各府省等の研修に係る評価、改善の状況等

ア 研修に係る評価の状況

基本方針によれば、内閣人事局及び関係各庁は、O f f – J T の企画・運営を行うに当たって、不断の情報収集により研修ニーズの把握に努め、適時に適切な内容がカリキュラムに盛り込まれるようにすること、研修効果を高める観点から、研修対象者の参加意欲や学習意欲を引き出す工夫を行うこと、研修効果を把握し研修内容の改善に努めることなどを重視することとされている。

特に、O f f – J T については、職員に日常の執務を離れて受講させるものであることから、各府省等は、職員が知識及び技能を習得できたか、職員の能力及び資質は向上したかなど、研修に係る評価として効果測定や受講者に対するアンケート等による研修内容に関する評価を実施し、これらの結果を把握して研修内容の改善につなげていく必要がある。

(ア) 効果測定の実施状況

研修効果を把握するための効果測定には、研修実施部局が受講者に対して試験を行ったり、論文やレポートを提出させたり、研修中の受講者の行動を観察して評価したり、受講者同士でグループ討議をさせる検討会・反省会によって評価したりするなど様々な方法がある。

そこで、各府省等が27年度に実施した20時間以上の研修における効果測定の実施状況をみると、図表3-1のとおり、3,081研修のうち2,696研修（3,081研修の87.5%）では効果測定を実施していて、一般職の国家公務員に対する研修では2,694研修のうち2,354研修（2,694研修の87.3%）、特別職の国家公務員に対する研修では387研修のうち342研修（387研修の88.3%）で、それぞれ効果測定が実施されていた。上記2,696研修の効果測定の実施方法は、論文・レポートによるものが1,029研修（2,696研修の38.1%）、検討会・反省会によるものが802研修（同29.7%）、試験によるものが594研修（同22.0%）等となっていた。その他の実施方法によるとしている535研修（同19.8%）における効果測定の実施方法は、ヒアリング、自己採点、研修成果発表会、所属長への報告及び所属課での研修成果の共有、研修日誌の提出等、研修内容に応じた多種多様なものとなっていた。

一方、一般職の国家公務員に対する340研修（2,694研修の12.6%）、特別職の国家公務員に対する45研修（387研修の11.6%）で効果測定が実施されておらず、各府省等は、効果測定を実施していない理由について、研修内容が実務能力の向上を目的としており業務において効果を把握できるためとしていたり、新採用職員研修等の研修内容が効果測定になじまないものであるためとしていたりしていた（府省等別の効果測定の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）については、別表4参照）。

図表3-1 効果測定の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）

（単位：研修）

（単位：研修）

区分	研修数 (A)	効果測定の実施状況						
		効果測定を実施しているもの(B)						効果測定を 実施してい ないもの(H)
		実施方法						
		論文・レ ポート(C)	検討会・反 省会(D)	試験(E)	観察評定(F)	その他(G)		
		(B/A)	(C/B)	(D/B)	(E/B)	(F/B)	(G/B)	(H/A)
一般職	2,694	2,354	930	753	543	439	353	340
(構成比)	(100%)	(87.3%)	(39.5%)	(31.9%)	(23.0%)	(18.6%)	(14.9%)	(12.6%)
特別職	387	342	99	49	51	43	182	45
(構成比)	(100%)	(88.3%)	(28.9%)	(14.3%)	(14.9%)	(12.5%)	(53.2%)	(11.6%)
計	3,081	2,696	1,029	802	594	482	535	385
(構成比)	(100%)	(87.5%)	(38.1%)	(29.7%)	(22.0%)	(17.8%)	(19.8%)	(12.4%)

（注） 効果測定の実施方法として複数の方法を採用した場合には、それぞれの件数を計上している。

また、各府省等が27年度に実施した20時間以上のO f f – J Tについて実施形態別に効果測定の実施状況をみると、図表3-2のとおり、計3,081研修のうち府省等が自ら実施する研修2,507研修では、効果測定を実施しているものが2,171研修（2,507研修の86.5%）となっており、委託研修574研修では、効果測定を実施しているものが525研修（574研修の91.4%）となっていた。

図表3-2 効果測定の実施形態別の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）

（単位：研修）

区分		研修数 (A)	効果測定の実施状況	
			効果測定を実施して いるもの (B)	効果測定を実施して いないもの (C)
			(B/A)	(C/A)
一般職	自ら実施する研修	2,235	1,937	298
	(構成比)	(100%)	(86.6%)	(13.3%)
	委託研修	459	417	42
	(構成比)	(100%)	(90.8%)	(9.1%)
特別職	自ら実施する研修	272	234	38
	(構成比)	(100%)	(86.0%)	(13.9%)
	委託研修	115	108	7
	(構成比)	(100%)	(93.9%)	(6.0%)
		3,081	2,696	385
計	自ら実施する研修	2,507	2,171	336
	(構成比)	(100%)	(86.5%)	(13.4%)
	委託研修	574	525	49
	(構成比)	(100%)	(91.4%)	(8.5%)

(イ) 職員が他府省等の研修に参加した場合の効果測定の結果の把握状況

27年度に各府省等の職員が他府省等で実施している20時間以上の研修に参加した場合の効果測定の結果の把握状況をみると、研修実施部局において効果測定を実施している延べ研修数は、図表3-3のとおり、1,198研修となっているが、各府省等において、他府省等の研修実施部局等から効果測定の結果に関する報告を受けていないとしているものは、590研修（1,198研修の49.2%）となっていて、各府省等は、当該研修に所属職員を受講させているものの、当該研修において実施された効果測定の結果を把握しておらず、その研修の効果を十分に把握していない状況となっていた。

図表3-3 他府省等の研修に参加した場合の効果測定の結果の把握状況（平成27年度、20時間以上の研修）

（単位：研修）

区分	研修数 (A)	効果測定の実施状況		
		効果測定を実施しているもの(B)		効果測定を実施していないもの(D)
		左のうち他府省等から報告を受けていないもの(C)		
		(B/A)	(C/B)	(D/A)
一般職	1,050	1,020	513	30
(構成比)	(100%)	(97.1%)	(50.2%)	(2.8%)
特別職	205	178	77	27
(構成比)	(100%)	(86.8%)	(43.2%)	(13.1%)
計	1,255	1,198	590	57
(構成比)	(100%)	(95.4%)	(49.2%)	(4.5%)

(注) 一つの研修に複数の府省等の職員が受講している研修があるため、その場合の研修数は重複している。

このように、各府省等の職員が他府省等で実施している研修に参加している場合、各府省等における効果測定の結果の把握については、各府省等間の相互の連携・協力が十分に行われていない状況となっていた。

(ウ) 研修内容に関する評価の実施状況

研修実施部局は、研修講師や受講者の意見、要望等を把握することで、初めて研修内容の改善が可能となることから、アンケートやヒアリング等により研修内容に関する評価を実施して、研修ニーズや改善すべき事項を適時適切に把握することが必要となる。

そこで、各府省等が27年度に実施したO f f – J Tのうち、20時間以上の研修

の研修内容に関する評価の実施状況をみると、図表3-4のとおり、3,081研修のうち2,816研修（3,081研修の91.3%）では研修内容に関する評価を実施しており、研修内容に関する評価の実施方法は、受講者に対してアンケートを実施しているものが2,272研修（2,816研修の80.6%）、受講者に対してヒアリングを実施しているものが401研修（同14.2%）等となっていた。

一方、265研修（3,081研修の8.6%）では研修内容に関する評価を実施しておらず、各府省等は、その理由について、効果測定を実施しているため研修内容に関する評価は必要ないとしていたり、毎年度実施していて研修内容が定着しているため研修内容に関する評価を実施していないとしていたりしている。しかし、研修内容に関する評価は、研修ニーズや改善すべき事項を把握し、研修内容の改善につなげるための重要な手段であることから、現在、研修内容に関する評価を行っていない研修実施部局においては、研修内容に関する評価の実施を検討する必要がある（府省等別の研修内容に関する評価の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）については、別表5参照）。

図表3-4 研修内容に関する評価の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）

(単位：研修)

区分	研修数 (A)	研修内容に関する評価の実施状況						
		実施している (B)						実施していない (H)
		実施方法						
		受講者に対してアンケートを実施 (C)	受講者に対してヒアリングを実施 (D)	研修講師に対してアンケートを実施 (E)	受講者の上司等に対してアンケートを実施 (F)	その他 (G)		
		(B/A)	(C/B)	(D/B)	(E/B)	(F/B)	(G/B)	(H/A)
一般職	2,694	2,461	2,030	348	132	96	303	233
(構成比)	(100%)	(91.3%)	(82.4%)	(14.1%)	(5.3%)	(3.9%)	(12.3%)	(8.6%)
特別職	387	355	242	53	38	15	72	32
(構成比)	(100%)	(91.7%)	(68.1%)	(14.9%)	(10.7%)	(4.2%)	(20.2%)	(8.2%)
計	3,081	2,816	2,272	401	170	111	375	265
(構成比)	(100%)	(91.3%)	(80.6%)	(14.2%)	(6.0%)	(3.9%)	(13.3%)	(8.6%)

（注） 研修内容に関する評価の実施方法として複数の方法を採用した場合には、それぞれの件数を計上している。

各府省等において、効果的に研修を実施していくためには、研修実施部局において、受講者に対するアンケート等により研修内容に関する評価を実施するだけでなく、その結果を取りまとめ、適切に分析することにより研修内容の改善につなげる必要があるとなる。

研修実施部局において、研修内容に関する評価を実施したものの、受講者等からアンケート等により聴取した研修内容に関する評価を取りまとめた報告書が、

研修内容の改善につなげることができるものとなっていなかったものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 研修内容に関する評価を取りまとめた報告書が、研修内容の改善につなげることができるものとなっていなかったもの

環境省環境調査研修所（以下「研修所」という。）は、我が国の環境保全に関わる人材育成の中核的機関として、国、地方公共団体等において環境行政を担当する職員等の能力の開発や資質の向上を図るために、環境保全に関する各種の研修を実施している。

そして、研修所は、翌年度の研修計画の改善や研修ニーズの把握等のために、研修終了時に受講者に対し科目等ごとのアンケート調査を実施するとともに、毎年度、アンケート集計業務に係る請負契約を民間会社と締結して、アンケートの集計結果を報告書として納品させていて、同報告書を翌年度の研修の課題検討に活用することとしていた。

しかし、平成27年度の報告書をみたところ、アンケート調査を実施した40研修435科目のうち36研修208科目（435科目の47.8%）について、別の科目等に対する評価を取り違えて記載していたり、集計が誤っていたりするなどして、報告書におけるアンケートの集計結果は、実際のアンケートの内容と大幅に異なっていた。

このため、研修所が28年度の研修の課題検討のために活用したとしている同報告書は、受講者からの研修内容に関する評価を正確に反映したものとはなっておらず、研修の改善につなげるための資料としては十分な内容とはなっていなかった。

一方、研修内容に関する評価を実施して研修内容の改善につなげているものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例4＞ 研修内容に関する評価を実施して研修内容の改善につなげているもの

税務大学校は、受講者の理解度を把握するための「科目別（終講時）アンケート」と、研修期間、研修内容、実施方法等、研修全般に対する受講者の意見・要望を把握するための「卒業（修了）時アンケート」の2種類のアンケートを実施している。

研修実施担当者は、「科目別（終講時）アンケート」から、理解度、講義内容、講師等の項目ごとに、5点満点での点数化により、受講者の理解度にどのような項目がどの程度影響を与えているかの寄与度を分析している。特に、受講者の理解度が4点未満の科目については、分析結果に基づき、「評価シート」に、講義時間数、教材の見直し等受講者の理解度を深めるための改善すべき点を具体的に記入している。

また、研修実施担当者は、「卒業（修了）時アンケート」の結果も踏まえ、教育目標の達成度、教育課程の編成や授業内容等の評価・検証結果を「評価シート」に記入し、改善事項がある場合には、その根拠とともに具体的に記入している。

税務大学校は、翌年度の研修計画の策定に当たり、研修実施担当者による「評価シート」の記入結果に基づいて、講義時間、講師及び授業内容の変更等、研修内容の改善につなげている。

イ 研修記録の作成・保管の状況

研修の記録は、研修の実施状況について評価・分析を行い、翌年度以降の研修計

画を改善するための重要な資料となる。

また、規則10-3及び「人事院規則10-3（職員の研修）の運用について」（昭和56年管研-842。以下「10-3運用通知」という。）によれば、関係各庁は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、人事院の定める20時間又は3日を超えて行われた研修については記録を作成し、保管しなければならないとされていた。そして、研修の記録に記載する事項については、①研修の名称及び研修の実施に当たった機関の名称、②研修の目的、③研修の時期及び研修の時間数又は日数、④合宿を伴う研修、通勤による研修等の区分、⑤研修を受けた職員の選択の範囲及び方法、⑥主要な教科目の名称及び時間数並びにその実施方法、⑦教官、講師その他の研修指導者の氏名、⑧研修効果のは握の方法、⑨研修を受けた職員の氏名及び研修成績、⑩研修に要した経費、⑪研修の計画に当たって特に配慮した事項、研修結果に対する所見等の11項目と定められていた。

27年度に実施したO f f - J Tのうち20時間以上の3,081研修に係る研修記録の作成等の状況をみると、図表3-5のとおり、一般職の国家公務員に対する研修においては、研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっているものが2,174研修（2,694研修の80.6%）となっていた。また、これらに係る各記載項目ごとの記載状況をみると、⑩研修に要した経費及び⑪特に配慮した事項、研修結果に対する所見等の2項目が記載されているものは、2,174研修のうち、それぞれ651研修（2,174研修の29.9%）及び1,023研修（同47.0%）となっていて、他の項目と比べて低くなっていた。

一方、特別職の国家公務員に対する研修においては、研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっているものが、図表3-6のとおり、278研修（387研修の71.8%）となっていた。また、これらに係る各記載項目ごとの記載状況をみると、一般職の国家公務員に対する研修と比べて各項目とも低い傾向となっていた（府省等別の研修実施部局で記載項目が一覧できる様式となっている研修記録の記載状況（平成27年度、20時間以上の研修）については、別表6参照）。

図表3-5 一般職の国家公務員に対する研修において研修実施部局で記載項目が一覧できる様式となっている研修記録の記載状況（平成27年度、20時間以上の研修）

(単位：研修)														
区分		研修数 (A)	記載項目 がー覧で できる様式 となっ ている研修 数 (B)	11項目の記載状況										
				①研修の 名称、実 施機関の 名称等 (C)	②研修の 目的 (D)	③研修の 時期、時 間、日数 等 (E)	④合宿 式、通動 式の区分 (F)	⑤受講生 の範囲及 び方法 (G)	⑥主要な 教科目の 内容等 (H)	⑦教官、 講師等の 氏名 (I)	⑧研修効 果のは握 の方法 (J)	⑨受講生 の氏名、 研修成績 (K)	⑩研修に 要した経 費 (L)	⑪特に配 慮した事 項、研修 結果に対 する所見 等 (M)
				(B/A)	(C/B)	(D/B)	(E/B)	(F/B)	(G/B)	(H/B)	(I/B)	(J/B)	(K/B)	(L/B)
一般職	自ら実施する研修	2,235	1,808	1,808	1,590	1,786	1,373	1,348	1,513	1,380	1,323	1,129	515	940
	(構成比)	(100%)	(80.8%)	(100%)	(87.9%)	(98.7%)	(75.9%)	(74.5%)	(83.6%)	(76.3%)	(73.1%)	(62.4%)	(28.4%)	(51.9%)
	委託研修	459	366	366	301	354	235	224	242	172	208	218	136	83
	(構成比)	(100%)	(79.7%)	(100%)	(82.2%)	(96.7%)	(64.2%)	(61.2%)	(66.1%)	(46.9%)	(56.8%)	(59.5%)	(37.1%)	(22.6%)
計		2,694	2,174	2,174	1,891	2,140	1,608	1,572	1,755	1,552	1,531	1,347	651	1,023
	(構成比)	(100%)	(80.6%)	(100%)	(86.9%)	(98.4%)	(73.9%)	(72.3%)	(80.7%)	(71.3%)	(70.4%)	(61.9%)	(29.9%)	(47.0%)

図表3-6 特別職の国家公務員に対する研修において研修実施部局で記載項目が一覧できる様式となっている研修記録の記載状況（平成27年度、20時間以上の研修）

(単位：研修)														
区分		研修数 (A)	記載項目 が一覧で できる様式 となっている 研修数 (B)	11項目の記載状況										
				①研修の 名称、実施 機関の 名称等 (C)	②研修の 目的 (D)	③研修の 時期、時間、 日数等 (E)	④合宿 式、通動 式の区分 (F)	⑤受講生 の範囲及び 方法 (G)	⑥主要な 教科目の 内容等 (H)	⑦教官、 講師等の 氏名 (I)	⑧研修効果 のは握の 方法 (J)	⑨受講生 の氏名、 研修成績 (K)	⑩研修に 要した経 費 (L)	⑪特に配 慮した事項、 研修結果に 対する所見 等 (M)
				(B/A)	(C/B)	(D/B)	(E/B)	(F/B)	(G/B)	(H/B)	(I/B)	(J/B)	(K/B)	(L/B)
特別職	自ら実施する研修	272	222	222	135	213	14	153	32	22	11	46	51	21
	(構成比)	(100%)	(81.6%)	(100%)	(60.8%)	(95.9%)	(6.3%)	(68.9%)	(14.4%)	(9.9%)	(4.9%)	(20.7%)	(22.9%)	(9.4%)
	委託研修	115	56	56	42	48	10	7	40	13	10	42	21	36
	(構成比)	(100%)	(48.6%)	(100%)	(75.0%)	(85.7%)	(17.8%)	(12.5%)	(71.4%)	(23.2%)	(17.8%)	(75.0%)	(37.5%)	(64.2%)
計		387	278	278	177	261	24	160	72	35	21	88	72	57
	(構成比)	(100%)	(71.8%)	(100%)	(63.6%)	(93.8%)	(8.6%)	(57.5%)	(25.8%)	(12.5%)	(7.5%)	(31.6%)	(25.8%)	(20.5%)

ウ 研修計画の改善状況等

基本方針によれば、関係各庁は、研修効果を把握し、研修内容の改善に努めることとされている。また、特別職の国家公務員に対する研修についても、研修効果を把握し、研修内容の改善に努めることが望ましい。

しかし、前記のとおり、各府省等においては、効果測定を実施していなかったり、所属職員を他府省等の研修に参加させる場合においてその効果測定の結果に係る報告を受けていなかったり、研修内容に関する評価を実施していなかったりして、研修計画の見直しなどの改善につなげるための体制が整っていない状況が一部の府省等で見受けられた。

研修計画を策定する際に、研修実施部局以外の部局から研修に対する意見や要望等を調査し、研修計画及び研修内容の見直しなどに反映させる体制を構築しているものについて、事例を示すと次のとおりである。

<参考事例5> 研修計画及び研修内容の見直しなどの改善につなげているもの

農林水産省は、平成21年度以降、毎年度、大臣官房秘書課、農林水産研修所、各局庁の研修担当者等から構成する担当者会議を開催している。そして、同会議において、事前に実施した各局庁の研修に関する意見・要望調査に対する回答、各研修の終了後に実施したアンケート結

果等の研修に関する情報共有を行い、同会議における議論を踏まえて翌年度の研修計画や研修内容を見直すことにしている。

同省は、27年度の研修計画の策定に当たり、同会議における議論を踏まえて、研修の新設や廃止をしたり、研修の実施時期を職員が研修に参加しやすい時期に設定したり、カリキュラムを変更したりするなどして研修内容の見直しを行っていた。

各府省等は、研修実施部局がO f f – J T終了後に実施する効果測定の結果や受講者に対するアンケート等の分析結果から、研修ニーズの把握や研修内容の具体的な課題の把握により一層努めるとともに、研修実施部局以外の部局からの意見等を踏まえて検討を行い、研修の新設、廃止、研修内容の見直しなどの研修計画の改善につなげることが重要である。

(4) 研修施設の保有状況等

ア 研修施設の保有状況

各府省等には、研修所等の研修施設を保有している府省等と、研修施設を保有しておらず、研修実施の都度、庁舎内外の会議室等を確保している府省等がある。

また、研修施設を保有している府省等は、本府省や外局がそれぞれ保有する研修施設で所属職員に対して研修を実施したり、本府省が保有する研修施設において本府省の所属職員だけでなく外局の所属職員も合わせて、研修を実施したりする場合等がある。

そこで、各府省等の研修施設の保有状況をみると、図表4-1のとおり、27年度末現在で、計136研修施設を保有していて、研修施設を最も多く保有している府省等は法務省の20研修施設、次いで財務省及び農林水産省の15研修施設となっていた。また、各府省等の宿泊施設が併設されている合宿研修施設の保有状況をみると、136研修施設のうち、90研修施設が合宿研修施設であり、合宿研修施設を最も多く保有している府省等は法務省の19研修施設、次いで国土交通省の14研修施設となっていた（研修施設一覧（平成28年3月31日現在）、研修施設の教室等及び宿泊施設の稼働状況（平成27年度）については、別表7参照）。

図表4-1 府省等が保有する研修施設数（平成27年度）

（単位：研修施設）

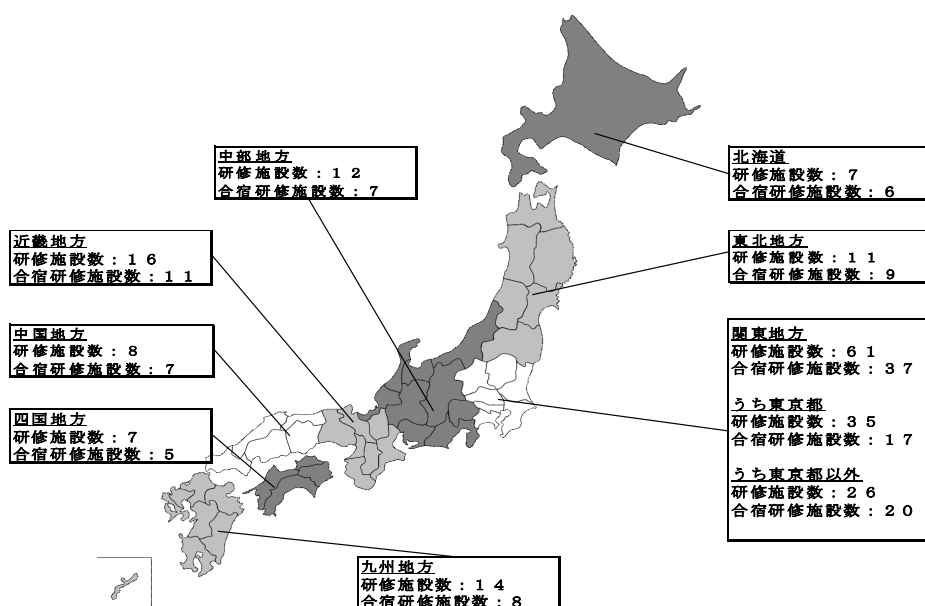
府省等名	研修施設数	うち合宿研修施設数
国立国会図書館	3	－
最高裁判所	10	10
人事院	2	1
内閣府	1	－
警察庁	9	9
金融庁	1	－
総務省	3	2
法務省	20	19
公安調査庁	1	1
外務省	2	1
財務省	15	2
国税庁	13	9
厚生労働省	1	－
農林水産省	15	3
林野庁	1	1
経済産業省	1	1
国土交通省	14	14
気象庁	2	1
海上保安庁	4	4
環境省	2	1
原子力規制委員会	2	－
防衛省	12	10
防衛装備庁	1	－
会計検査院	1	1
計	136	90

136研修施設について、研修施設の地域別の設置状況をみると、図表4-2のとおり、東京都に所在する研修施設は、35研修施設（136研修施設の25.7％）、東京都以外の関東地方に所在する研修施設は、26研修施設（同19.1％）となっており、関東地方に所在する研修施設数は61研修施設となっていて、136研修施設の44.8％を占めていた。また、90合宿研修施設の地域別の設置状況をみると、東京都に所在する合宿研修施設は17研修施設（90研修施設の18.8％）、東京都以外の関東地方に所在する合

宿研修施設は20研修施設（同22.2%）となっており、関東地方に所在する合宿研修施設は37研修施設となっていて、90研修施設の41.1%を占めていた。

図表4-2 地域別の研修施設の設置状況（平成27年度）

区分	全国 (A)	地域別									
		北海道 (B)	東北地方 (C)	関東地方(D)			中部地方 (G)	近畿地方 (H)	中国地方 (I)	四国地方 (J)	九州地方 (K)
		(B/A)	(C/A)	(D/A)	うち東京都 (E)	うち東京都 以外(F)	(G/A)	(H/A)	(I/A)	(J/A)	(K/A)
研修施設数	136	7	11	61	35	26	12	16	8	7	14
(構成比)	(100%)	(5.1%)	(8.0%)	(44.8%)	(25.7%)	(19.1%)	(8.8%)	(11.7%)	(5.8%)	(5.1%)	(10.2%)
うち合宿研修施設数	90	6	9	37	17	20	7	11	7	5	8
(構成比)	(100%)	(6.6%)	(10.0%)	(41.1%)	(18.8%)	(22.2%)	(7.7%)	(12.2%)	(7.7%)	(5.5%)	(8.8%)



イ 研修施設の稼働状況

27年度において研修や研修に付随する説明会、報告会等の用に供した136研修施設の教室等全体の稼働状況（以下「教室等稼働率」という。）及び合宿研修施設を保有している90研修施設の宿泊施設の稼働状況（以下「宿泊施設稼働率」という。）をみると、図表4-3のとおり、教室等稼働率は、27年度の研修実施可能日数に対する1教室等以上が使用された日数の割合で算定した場合、30研修施設（136研修施設の22.0%）で50%を下回っていた。また、宿泊施設稼働率は、図表4-4のとおり、27年度の年間宿泊可能人日数に対する年間宿泊人日数の割合で算定した場合、58研修施設（90研修施設の64.4%）で50%を下回っていた。宿泊施設稼働率については、当該研修施設において実施する最大規模の研修員数に応じた室数が確保されなければ

ならないことに留意する必要があるものの、3(2)のとおり、研修施設の維持管理に多額の経費を要しており、研修の実施に当たり研修施設の有効活用を図ることが必要である。

図表4-3 研修施設の稼働状況（教室等）（平成27年度）

（単位：研修施設）

区分	計	教室等稼働率0%以上～50%未満	教室等稼働率50%以上～80%未満	教室等稼働率80%以上～100%
研修施設数	136	30	54	52
（構成比）	（100%）	（22.0%）	（39.7%）	（38.2%）

（注） 教室等稼働率については、平成27年度の研修実施可能日数243日に対する教室等稼働日数（1教室等以上が使用された日数）の割合を用いて算定している。

図表4-4 研修施設の稼働状況（宿泊施設）（平成27年度）

（単位：研修施設）

区分	計	宿泊施設稼働率0%以上～50%未満	宿泊施設稼働率50%以上～80%未満	宿泊施設稼働率80%以上～100%
合宿研修施設数	90	58	21	11
（構成比）	（100%）	注(2)（64.4%）	（23.3%）	（12.2%）

注(1) 宿泊施設稼働率については、平成27年度年間宿泊可能人日数（宿泊可能日数187日に宿泊施設定員数を乗じたもの）に対する年間宿泊人日数の割合で算定している。

注(2) 同一敷地内にある同一府省等内の他の研修施設の稼働率を一体として算定している合宿研修施設を含む。

教室等稼働率の割合が低調なものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 教室等稼働率の割合が低調なもの

水鳥救護研修センター（東京都日野市所在）では、同センター内に定員30人の教室1室を設置して、国及び地方公共団体の鳥獣行政等職員、獣医師等を対象に油等に汚染された水鳥の救護等に関する共通認識と技術を習得することなどを目的として研修を実施している。また、同センターは、油汚染事故が発生した場合、負傷した水鳥の救護の拠点施設となっている。

平成27年度における教室の稼働状況をみると、研修実施可能日数243日に対して研修の用に供した日数は17日であり、教室の稼働率は6.9%と低調となっていた。

なお、同センターは、前記の研修に加え、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会が実施する油汚染水鳥救護実習等の研修の場として教室を提供し、教室の稼働率の向上に努めてきたが、研修以外に地域への施設の開放や油汚染に関連した展示等の充実を図り、施設見学の受入れを行うなどして、教室の有効活用に取り組んでいるとしている。

ウ 研修施設の連携・融通の状況

研修施設を保有している府省等は、自府省等の研修施設において研修を実施しているものの、前記のとおり、稼働状況が必ずしも高いとは言えない研修施設もある。その一方で、研修施設を保有していない府省等においては、研修実施の都度、有償で研修場所を確保している実績が見受けられ、借上げに要する経費として1研修当た

り数万円から数百万円を支払っていることなどから、経済的に研修を実施できるよう、研修施設を保有している府省等は、研修施設を保有していない他府省等や関連団体等（以下、これらを合わせて「他機関等」という。）に対して研修施設の使用承認又は使用許可（以下「使用承認等」という。）を行うなど、各府省等間で連携して、研修施設の融通を行うことが必要であると思料される。

そこで、136研修施設について、27年度における他機関等への使用承認等の状況をみると、図表4-5のとおり、研修施設の使用承認等の実績があるのは14研修施設となっており、このうち、警察庁においては主に警視庁及び県警察本部に対して、法務省においては主に関連団体に対して、農林水産省においては主に国立研究開発法人や関連団体に対して、国税庁においては最高裁判所に対して、それぞれ使用承認等を行っていた。

図表4-5 他機関等に対して施設の使用承認等を行った14研修施設の状況（平成27年度）

（単位：件）

府省等名	研修施設名	教室等の使用承認等実績		宿泊施設の使用承認等実績	
		他府省等	関連団体等	他府省等	関連団体等
警察庁	警察大学校	0	34	0	0
	東北管区警察学校	0	9	0	0
	関東管区警察学校	0	0	0	10
	中部管区警察学校	0	0	0	12
	中国管区警察学校	0	0	0	18
法務省	矯正研修所仙台支所	0	1	0	0
	法務総合研究所名古屋支所	1	0	1	0
	法務総合研究所大阪支所	1	0	1	0
	法務総合研究所広島支所	1	0	0	0
国税庁	税務大学校	0	0	1	0
農林水産省	筑波産学連携支援センター	0	101	0	228
	農林水産研修所つくば館	0	1	-	-
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	0	2	-	-
環境省	水鳥救護研修センター	1	10	-	-

各府省等間で連携して研修施設の融通を行ったものについて、事例を示すと次のとおりである。

<参考事例6> 各府省等間で連携して研修施設の融通を行ったもの

国税庁は、税務大学校（埼玉県和光市所在）において、国税庁職員等に対する研修を実施している。

また、最高裁判所は、司法研修所（埼玉県和光市所在）において、裁判官に対する研修のほか司法修習生に対する修習を実施している。そして、平成26年度から、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務

修習が円滑に行われることを目的とする導入修習を新たに実施している。

最高裁判所は、導入修習の実施に当たり、司法修習生の宿泊施設の利用希望者が司法研修所の宿泊施設の収容能力を上回ることが見込まれたことから、近隣に所在する税務大学校に対して、宿泊施設の利用希望者の一部について同大学校の宿泊施設へ受け入れるよう依頼した。

これを受けて、税務大学校は、26、27両年度については、導入修習実施時期となる12月は例年より研修生の数が少なかったこともあり、宿泊施設4棟のうち1棟を3週間程度使用するための国有財産の使用承認を行い、無償で司法修習生の宿泊の用に供していた（受入実績、26年度200人、27年度200人）。

前記のように14研修施設では使用承認等の実績がある一方で、122研修施設では使用承認等の実績がなかった。これら122研修施設で、研修施設の教室等及び宿泊施設の使用承認等の実績がなかった主な理由については、他機関等に対して教室等及び宿泊施設の使用承認等を行うための内部規程等を整備しているものの、他機関等からの申込実績が全くなかったためとするものや、稼働状況に照らして使用承認等を行う余裕がなかったためとするものが見受けられた。また、研修施設の宿泊施設の使用承認等の実績がなかった主な理由については、セキュリティ等の面から宿泊施設の使用承認等を行う体制になかったためとするものや、他機関等に対して宿泊料を徴収して宿泊施設の使用承認等を行うことは旅館業法（昭和23年法律第138号）に抵触するおそれがあるためとするものなどがあり、他機関等に対して宿泊施設の使用承認等を行うに当たり、様々な課題を抱えていた。

さらに、他機関等に対する研修施設の教室等及び宿泊施設の使用承認等に関する周知の状況をみると、一部の研修施設について、貸出要綱等をメールで周知したり、過去に使用承認等の実績がある他機関等に対して電話で周知したりしているものが見受けられたが、ほとんどの研修施設については使用承認等に関する周知を行っていないかった。

このように、研修施設の宿泊施設の使用承認等については、セキュリティ等の面から宿泊施設の使用承認等を行う体制になっていないこと、宿泊施設の使用に係る費用徴収の在り方について検討を要することなどの課題を解消する必要がある。一方で、研修施設の教室等の使用承認等については、内部規程等を整備しているものの、他機関等への使用承認等に関する各府省等間における相互の連携が十分に図られておらず、各府省等が保有する研修施設の年間使用計画等の情報を各府省等間で共有できていない状況となっていた。

(5) 内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の状況

ア 内閣人事局による総合的企画及び調整等の状況

内閣人事局によると、国家公務員法に規定されている「総合的企画」とは、研修についての計画の樹立及び実施に関する共通的事項及び研修についての計画の樹立及び実施が総合的・効果的に行われるような方策を構想すること、「調整」とは、総合的企画の内容を関係各庁に示し、関係各庁の実情等を踏まえて議論・交渉を重ねて政府全体の方針としていくこととしており、内閣総理大臣による基本方針及び基本方針の運用に関し必要な事項を定めた「国家公務員の研修に関する基本方針の運用について」（平成28年1月内閣人事局長決定。以下「基本方針の運用」という。）の策定自体が、国家公務員法に基づく研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整に該当するとしている。

基本方針の運用の内容、策定経緯等をみると、26年5月に設置された内閣人事局は、同年9月に、関係各庁に対してアンケートを実施し、研修計画の作成状況、研修の実施状況の記録・報告の状況、「国家公務員研修概況」の活用状況等について聴取した。そして、内閣人事局及び人事院は、26年実施の25年度研修実施状況調査の取りまとめから共同で行い、このアンケート結果を踏まえるなどして、28年実施の27年度研修実施状況調査から報告項目を7項目とすることとし、内閣人事局は、28年1月に、基本方針の運用を策定して、関係各庁が前年度に実施した研修の状況に関する報告項目を定めた。また、人事院は、28年2月に「人事院規則10-14（人事院が行う研修等）の運用について」（平成26年人研調－664）を改正して、報告項目を減ずることとした。

研修実施状況調査における報告項目、規則10-3及び10-3運用通知に定められていた研修の記録に記載する事項を示すと図表5-1のとおりである。

図表5-1 研修実施状況調査における報告項目等の状況

区分	平成27年までの記録項目（11項目）	27年までの報告項目（9項目）	28年からの報告項目（7項目）	
記録又は報告の根拠	規則10-3第9条、 10-3運用通知第9条関係	規則10-3第10条、 10-3運用通知第10条関係 規則10-14第5条、 同運用通知第5条関係（改正前）	「国家公務員の研修に関する 基本方針」4 「国家公務員の研修に関する 基本方針の運用について」2	規則10-14第5条、 同運用通知第5条関係（改正後）
報告先	—	内閣人事局、人事院	内閣人事局	人事院
項目	①研修の名称及び研修の実施に当たった機関の名称	①研修の名称及び研修の実施に当たった機関の名称	①研修の名称及び研修の実施に当たった機関の名称	①研修の名称及び研修の実施に当たった機関の名称
	②研修の目的	②研修の目的	②研修の目的	②研修の目的
	③研修の時期及び研修の時間数又は日数	③研修の時期及び研修の時間数又は日数	③研修の時間数	③研修の時間数
	④合宿を伴う研修、通勤による研修等の区分	④合宿を伴う研修、通勤による研修等の区分	④研修の実施方法	④研修の実施方法
	⑤研修を受けた職員の選択の範囲及び方法	⑤研修を受けた職員の選択の範囲及び方法	⑤研修を受けた職員の選択の範囲及び数	⑤研修を受けた職員の選択の範囲及び数
	⑥主要な教科目の名称及び時間数並びにその実施方法	⑥主要な教科目の名称及び時間数	—	—
	⑦教官、講師その他の研修指導者の氏名	—	—	—
	⑧研修効果のは握の方法	⑦研修効果のは握の方法	⑥研修効果の把握の方法	⑥研修効果の把握の方法
	⑨研修を受けた職員の氏名及び研修成績	—	—	—
	⑩研修に要した経費	⑧研修に要した経費	—	—
	⑪研修の計画に当たって特に配慮した事項、研修結果に対する所見等	⑨当該年度に実施した研修において特に配慮した事項	⑦当該年度に実施した研修において特に配慮した事項	⑦当該年度に実施した研修において特に配慮した事項

また、基本方針によれば、内閣人事局は、毎年度、自らが実施しようとする研修の計画を定め、これについて関係各庁に情報提供することとされている。また、Off-JTについて、内閣人事局及び関係各庁は、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

そして、内閣人事局は、毎年3月に、「研修担当官会議」を開催し、関係各庁の研修担当官を集めて、当該年度に内閣人事局が実施した研修の実施状況について説明するとともに、翌年度の内閣人事局の研修実施計画について説明及び質疑応答を行っているとしている。

イ 人事院による監視等の状況

人事院は、自らが行う研修についての計画の樹立及び実施のほか、内閣総理大臣及び関係各庁が実施する研修の計画の樹立及び実施に関し、監視を行うこととされている。また、規則10-14によれば、人事院は監視の権限に基づき、内閣総理大臣又は関係各庁に対して、研修についての計画の樹立及びその実施に関し調査を行うことなどとされている。

人事院による監視の前提となる調査についてみると、人事院は、前記の研修実施状況調査における関係各庁からの報告を取りまとめる過程で、疑問点や矛盾点があ

れば関係各庁に対し質問して確認することがあり、これが広い意味での調査に当たるとしている。

そして、23年度以降、このような報告内容の確認作業以外の調査を行った実績はなく、報告を受けた研修の実施状況等の内容について、国家公務員法、人事院規則等に違反する事態や特段の問題はなかったとしている。

また、人事院は、関係各庁への支援として、研修担当官の能力向上のための研修の実施及び研修講師の派遣があるとしている。そして、人事院は、それぞれ毎年度一回、「研修所長等事例研究会」、「研修連絡会議」及び「行政研修に関する人事担当企画官等意見交換会」を主催し各府省等との間で意見交換等を行っているとしている。

ウ 内閣人事局及び人事院の対応

前記のとおり、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態、他府省等の職員も対象としている自府省研修について他府省等への研修実施の周知が十分でないなどの事態、研修施設の年間使用計画等の情報を関係各庁間で共有できていない事態等が見受けられた。

内閣人事局は、これらの事態の解消に資するような、関係各庁間の相互の連携・協力を図るための調整、研修を行うに当たり関係各庁間で研修施設の情報の共有に関する調整等を行っていないとしており、また、人事院は、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態は、報告内容には含まれていなかったため、把握していなかったとしている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

一般職及び特別職の国家公務員に対する研修については、実施に係る根拠法令等の違いがあるものの、職員の能力及び資質を向上させるためには、いずれにおいても研修の実施は必要なものであり、各府省等は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることなどを目的とするなどして、研修を実施している。そして、研修の実施には、研修講師等に対する謝金、旅費、研修施設の維持管理費のほか、研修業務に従事している職員の人件費等の経費を要している。このため、各府省等においては、研修を効果的、効率的に実施することが重要となる。

また、内閣人事局及び人事院においては、それぞれの所掌事務に係る研修を自ら実施するほか、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう、一般職の国家公務員に対する研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整、監視等を行うこととされている。そして、基本方針によれば、内閣人事局及び関係各庁は、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

一方、特別職の国家公務員に対する研修については、それぞれの根拠法令に基づき、それぞれの職務の特性に応じて実施されており、研修に関する国家公務員法の規定が適用されないため、研修についての計画の樹立及び実施に関しては内閣人事局及び人事院による総合的企画及び調整、監視等の対象外となっている。

そこで、各府省等における一般職及び特別職の国家公務員に対する研修の実施状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、各府省等は、研修計画を策定して研修の機会を確保しているか、研修に要する経費を十分に把握し、経済性等を考慮して適切に研修を実施しているか、各府省等間で研修内容に関する情報を交換するなど連携・協力が図られているか、適時適切に効果測定や研修内容に関する評価を実施するなどして研修の効果を把握し、研修内容等の改善を行っているか、研修施設を適切かつ有効に活用して研修を実施しているか、各府省等間で研修施設の年間使用計画等に関する情報を共有するなど連携・協力が図られているか、内閣人事局は、関係各庁が一般職の国家公務員を対象に実施する研修について計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整を適時適切に行っているか、人事院は、関係各庁が一般職の国家公務員を対象に実施する研修について、計画の樹立及び実施に関する監視等を適時適切に行っているかなどに着眼して検査した。

ア 各府省等における研修計画の策定状況等

(ア) 研修計画の策定状況

研修計画の内容については、国家公務員法等に統一的な定めや運用上のルールは規定されていない。このため、各府省等における個々の研修計画をみると、研修を実施する前に策定される研修要綱等や研修を委託する際に作成される仕様書も研修計画と位置付けている場合がある。また、特別職の国家公務員に対する研修に係る研修計画についても、統一的な定めや運用上のルールは規定されていない。27年度における各府省等の研修計画は一般職の国家公務員を対象としたもの

として473研修計画、特別職の国家公務員を対象としたものとして146研修計画、計619研修計画が策定されていた（7、8ページ参照）。

（イ）研修計画の記載項目

上記619研修計画の記載項目のうち、「研修時期」に具体的な時期を明示していないものが一般職の国家公務員に対する65研修計画、特別職の国家公務員に対する29研修計画、「対象者」を明示していないものが一般職の国家公務員に対する62研修計画、特別職の国家公務員に対する23研修計画となっていた（8～10ページ参照）。

イ 各府省等における研修の実施に要した経費、研修の実施状況等

（ア）研修の実施に要した経費

各府省等における研修の実施に要した経費は公表されておらず、会計検査院が研修講師や受講者の旅費、教材費・印刷製本費、研修会場の借料、留学費用、研修講師への謝金、研修施設の維持管理費等に要した経費について調書を基に集計し整理したところ、27年度の各府省等における研修施設の維持管理費は119億9247万余円、それ以外の経費は87億5044万余円、計207億4291万余円となっており、研修施設の維持管理費が最も多く、次いで、旅費43億9772万余円、庁費33億2820万余円等となっていた。

また、研修の実施には、これ以外にも、研修業務に従事する職員に係る人件費相当額や受講者の研修時間に係る機会費用が生じている（10～12ページ参照）。

（イ）O J Tの実施状況等

一般職及び特別職の国家公務員について、O J Tを府省等全体で計画的に実施する体制になっているかについてみると、3庁等はそれぞれの人材育成制度に基づき、新規採用者の育成の目標を設定した上で継続的に指導を実施したり、O J Tによる部下職員の指導・育成を育成指導者の業績目標に設定させ育成指導者の上司に指導状況を評価させたりするなど、新規採用者に対するO J Tを組織的・計画的に実施する体制が整備されていた。一方、3庁等以外の府省等においてはO J Tを府省等全体で計画的に実施する取組は行われていなかった（12、13ページ参照）。

（ウ）O f f－J Tの実施状況等

各府省等におけるO f f－J Tの実施状況は、27年度では、一般職の国家公務

員に対する研修は、18,435研修、受講者数761,892人、特別職の国家公務員に対する研修は、817研修、受講者数17,526人となっていた。

26年5月の国家公務員法の改正により、関係各庁は、所属職員に対する研修だけでなく、他の行政機関の職員を対象とする研修の実施に努めることとされ、基本方針においても、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

25年度から27年度までの間に各府省等が実施する自府省研修のうち、実際に他府省等の職員が受講している研修数をみると、一般職の国家公務員に対する研修の研修数は、25年度の152研修から27年度の173研修となっていた。そして、他府省等の職員の受講者数は、25年度の797人から27年度の994人となっていた。一方、特別職の国家公務員に対する研修の研修数は、25年度の4研修から27年度の6研修、受講者数は25年度の50人から27年度の42人となっていた。また、派遣研修における償還義務者の債権の管理状況についてみると、27年度末時点では、償還中の者が16人、償還残額が41,633,893円となっていた。

27年度の各府省等における委託研修は、一般職の国家公務員に対する研修1,220研修、委託研修に要した経費計9億0866万余円、特別職の国家公務員に対する研修361研修、委託研修に要した経費計1億6481万余円となっていた。そして、委託した主な理由をみると、委託研修として継続して実施してきたためとしているものが、一般職の国家公務員に対する研修において260研修（委託研修に要した経費計8311万余円、1,220研修の21.3%）、特別職の国家公務員に対する研修において95研修（委託研修に要した経費計1071万余円、361研修の26.3%）等となっていた。

25年度から27年度までの間に実施されたeラーニング研修の実施状況をみると、25年度は68研修、受講者数66,584人、26年度は80研修、受講者数77,051人、27年度は79研修、受講者数116,532人となっていて、受講者数は年々増加傾向にある。特に、26年度から27年度にかけて大幅に増加した主な理由は、内閣人事局で実施している人事評価（評価者向け）の研修対象者が本府省課室長相当職以上の職員から全評価者に拡大されたことによるものである。

さらに、eラーニング研修の実施状況をみると、自府省研修におけるeラーニング研修の推移は、ほぼ横ばいの状況となっている。また、27年度におけるeラーニング研修の1研修当たりの平均受講者数は、民間企業等のeラーニングシステ

ムを利用しているものが1,337人、自府省等においてeラーニングシステムを開発、改良等して構築しているものが1,035人、研修教材を府省等内ホームページ等に掲載して職員の自席等で研修を受講するものが429人となっていて、eラーニング研修以外の他の研修に係る1研修当たりの平均受講者数33人と比べて多くなっている（13～26ページ参照）。

ウ 各府省等の研修に係る評価、改善の状況等

(ア) 研修に係る評価の状況

各府省等が27年度に実施した20時間以上の研修の効果測定の実施状況をみると、3,081研修のうち2,696研修（3,081研修の87.5%）が効果測定を実施していた。O f f – J Tの実施形態別に効果測定の実施状況をみると、自ら実施する研修（2,507研修）では、効果測定を実施しているものが2,171研修（2,507研修の86.5%）となっていた。

また、各府省等の職員が他府省等で実施している20時間以上の研修に参加した場合、研修実施部局において効果測定を実施している延べ研修数は、1,198研修となっているが、各府省等において、他府省等の研修実施部局等から効果測定の結果に関する報告を受けていないとしているものは590研修（1,198研修の49.2%）となっていて、各府省等は、当該研修に所属職員を受講させているものの、当該研修において実施された効果測定の結果を把握しておらず、その研修の効果を十分に把握していない状況となっていた。そして、他府省等で実施している研修に参加している場合、各府省等における効果測定の結果の把握については、各府省等間の相互の連携・協力が十分に行われていない状況となっていた。

各府省等が27年度に実施したO f f – J Tのうち20時間以上の研修の研修内容に関する評価の実施状況をみると、3,081研修のうち2,816研修（3,081研修の91.3%）では、研修内容に関する評価を実施していて、265研修（同8.6%）では、研修内容に関する評価を実施していなかった。

また、受講者等からアンケート等により聴取した研修内容に関する評価を取りまとめた報告書が研修内容の改善につなげることができるものとなっていない状況が一部の府省等で見受けられた（26～31ページ参照）。

(イ) 研修記録の作成・保管の状況

各府省等が27年度に実施したO f f – J Tのうち20時間以上の一般職の国家公

務員に対する2,694研修に係る研修記録の作成等の状況をみると、研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっているものが2,174研修（2,694研修の80.6%）となっていた。また、これらに係る各記載項目ごとの記載状況をみると、⑩研修に要した経費及び⑪研修の計画に当たって特に配慮した事項、研修結果に対する所見等の2項目が記載されているものは、それぞれ651研修（2,174研修の29.9%）及び1,023研修（同47.0%）となっていた。

また、同様に特別職の国家公務員に対する387研修においては、研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっているものが278研修（387研修の71.8%）となっていた。そして、これらに係る各記載項目ごとの記載状況をみると、一般職の国家公務員に対する研修と比べて各項目とも低い傾向となっていた（31～33ページ参照）。

（ウ）研修計画の改善状況等

関係各庁は、研修効果を把握し、研修内容の改善に努めることとされているが、各府省等においては、効果測定を実施していなかったり、所属職員を他府省等の研修に参加させる場合においてその効果測定の結果に係る報告を受けていなかったり、研修内容に関する評価を実施していなかったりして、研修計画の見直しなどの改善につなげるための体制が整っていない状況が一部の府省等で見受けられた（33、34ページ参照）。

エ 研修施設の保有状況等

（ア）研修施設の保有状況

各府省等の研修施設の保有状況をみると、27年度末現在で、136研修施設を保有していた。また、136研修施設のうち90研修施設に宿泊施設がある合宿研修施設となっていた（34～36ページ参照）。

（イ）研修施設の稼働状況

27年度における136研修施設の教室等稼働率及び90研修施設の宿泊施設稼働率をみると、30研修施設の教室等で、また、58研修施設の宿泊施設で、それぞれ50%を下回っている状況であった（36、37ページ参照）。

（ウ）研修施設の連携・融通の状況

27年度における他機関等への使用承認等の状況をみると、136研修施設のうち14研修施設では使用承認等の実績があったものの、122研修施設では実績がなかつ

た。

そして、他機関等に対する研修施設の教室等及び宿泊施設の使用承認等に関する周知の状況をみると、一部の研修施設について、貸出要綱等をメールで周知したり、過去に使用承認等の実績がある他機関等に対して電話で周知したりしているものが見受けられたが、ほとんどの研修施設では周知を行っていないかった。

このように、研修施設の宿泊施設の使用承認等については、セキュリティ等の面から施設の使用承認等を行う体制になっていないなどの課題を解消する必要がある。一方で、研修施設の教室等の使用承認等については、内部規程等を整備しているものの、他機関等への使用承認等に関する各府省等間における相互の連携が十分に図られておらず、各府省等が保有する研修施設の年間使用計画等の情報を各府省等間で共有できていない状況となっていた（37～39ページ参照）。

オ 内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の状況

内閣人事局は、研修の計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び関係各庁に対する調整として、基本方針を策定するほか、研修計画の作成状況、研修の実施状況の記録・報告の状況、「国家公務員研修概況」の活用状況等に関するアンケート調査等を踏まえて、研修実施状況調査の報告項目等を内容とする基本方針の運用を策定した。O f f – J Tについて、内閣人事局及び関係各庁は、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。そして、内閣人事局は、毎年、関係各庁の研修担当官を集めて「研修担当官会議」を実施している。人事院は、研修実施状況調査における関係各庁からの報告を取りまとめる過程で、疑問点や矛盾点があれば関係各庁に質問して確認することが監視の前提となる調査に当たるとしている。そして、23年度以降、報告内容の確認作業以外の調査を行った実績はなく、報告を受けた研修の実施状況等の内容について、国家公務員法、人事院規則等に違反する事態や特段の問題はなかったとしている。

そして、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態、他府省等の職員も対象としている自府省研修について他府省等への研修実施の周知が十分でないなどの事態、研修施設の年間使用計画等の情報を関係各庁間で共有できていない事態等が見受けられた。

内閣人事局は、これらの事態の解消に資するような、関係各庁間の相互の連携・

協力を図るための調整、研修を行うに当たり関係各庁間で研修施設の情報の共有に関する調整等を行っていないとしており、また、人事院は、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態は、報告内容には含まれていなかったため、把握していなかったとしている（40～42ページ参照）。

（2）所見

各府省等においては、研修を効果的、効率的に実施することが重要である。

そして、内閣人事局においては、自ら研修の計画を樹立して研修を実施するとともに、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるために、関係各庁の研修の実情を把握し、実施されている研修の改善につながるよう、必要に応じて、より広い視野からの総合的企画及び調整を行うことが求められている。また、人事院においては、国民全体の奉仕者としての使命の自覚等を有する職員の育成等の観点から行う研修の着実な実施を図るとともに、関係各庁が実施する研修についての的確な監視等を行うことが求められている。

このような中、今回の検査で、研修についての計画の樹立及び実施に関して内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の対象とされている一般職の国家公務員に対する研修において、研修を効果的、効率的に実施する際に研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態、他府省等の職員も対象としている自府省研修について、他府省等への研修実施の周知が十分でないなどの事態、研修施設の年間使用計画等の情報を関係各庁間で共有できていない事態等が見受けられ、特別職の国家公務員に対する研修においても、研修を効果的、効率的に実施する際に同様の事態等が見受けられた。

したがって、各府省等、内閣人事局及び人事院において、次の点に留意して、研修の実施等を行うことが必要である。

ア 各府省等は、一般職の国家公務員に対して研修を実施する際には基本方針に沿った研修の実施に十分留意するとともに、特別職の国家公務員に対する研修を含め研修を実施する際には、

（ア）研修計画の策定に当たり、研修の時期や対象者を可能な限り明示して必要かつ適切な職員の研修の機会がより確保されるよう留意すること

（イ）O f f - J Tの実施に当たり、研修に要する経費を十分に把握して、特に委託研修及びeラーニング研修の実施に当たり、研修の効果に照らして、経済性等を

考慮するなどして、効果的、効率的な研修の実施に努めること。また、他府省等の職員も研修の対象としたり、他府省等の職員も対象としている研修において他府省等への情報提供を十分に行ったりなどして、他府省等の職員をより研修に参加させるなど相互に連携・協力を図ること

(ウ) 研修内容に関する評価を適切に行ったり、研修の記録を適切に記録したりなどして、これらを研修の見直しなどに適切に反映すること。また、各府省等の職員が他府省等の研修に参加している場合においても、各府省等間の相互の連携・協力を図るなどして、研修の効果測定の結果を適切に把握すること

(エ) 研修施設の有効活用を図るため、可能な範囲で他機関等への施設の使用承認等を考慮して、各府省等間において連携・融通を図ること

イ 内閣人事局は、基本方針の下、関係各庁が実施する研修について、

(ア) 関係各庁が、研修を効果的、効率的に実施することができるよう、必要に応じて収集した情報を関係各庁に周知すること

(イ) 関係各庁における効果的な研修の実施に資するため、必要に応じて研修施設についての情報を関係各庁間で共有できるよう、働きかけを行うこと

ウ 人事院は、関係各庁の研修の実態を把握して、現在まで培ってきた専門的知見を基に内閣人事局と連携して関係各庁の研修の計画策定及び実施に関し、必要に応じて監視の前提となる調査の充実を図ること

会計検査院としては、今後とも各府省等における職員の研修の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

別表1	府省等別の研修計画の策定状況（平成27年度）	51
別表2	府省等別の研修の実施に要した経費（平成27年度）	52
別表3	府省等別の研修実施体制等	53
別表4	府省等別の効果測定の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）	89
別表5	府省等別の研修内容に関する評価の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）	90
別表6	府省等別の研修実施部局で記載項目が一覧できる様式となっている研修記録の記載状況（平成27年度、20時間以上の研修）	91
別表7	研修施設一覧（平成28年3月31日現在）、研修施設の教室等及び宿泊施設の稼働状況（平成27年度）	92

別表1 府省等別の研修計画の策定状況（平成27年度）

（単位：研修計画）

府省等名	研修計画	計画等		
		計画等	研修要綱等	仕様書
内閣官房	23	2	21	0
内閣法制局	1	1	0	0
人事院	4	3	1	0
内閣府	4	3	1	0
宮内庁	1	1	0	0
公正取引委員会	1	1	0	0
警察庁	19	12	7	0
個人情報保護委員会	1	1	0	0
金融庁	1	1	0	0
消費者庁	1	1	0	0
復興庁	0	0	0	0
総務省	39	35	4	0
法務省	202	66	133	3
公安調査庁	9	9	0	0
外務省	1	1	0	0
財務省	15	15	0	0
国税庁	14	14	0	0
文部科学省	24	1	23	0
厚生労働省	56	56	0	0
中央労働委員会	1	1	0	0
農林水産省	1	1	0	0
林野庁	8	8	0	0
水産庁	0	0	0	0
経済産業省	9	9	0	0
特許庁	1	1	0	0
国土交通省	27	19	8	0
気象庁	5	4	1	0
運輸安全委員会	1	1	0	0
海上保安庁	1	1	0	0
環境省	1	1	0	0
原子力規制委員会	1	1	0	0
会計検査院	1	1	0	0
一般職計	473	271	199	3
衆議院	4	1	3	0
参議院	1	1	0	0
国立国会図書館	4	4	0	0
最高裁判所	90	90	0	0
外務省	1	1	0	0
中央労働委員会	1	0	1	0
防衛省	45	22	18	5
特別職計	146	119	22	5
合計	619	390	221	8

注(1) 文部科学省には、文化庁を含む。

注(2) 防衛省の研修計画には、防衛装備庁の設置前に同省において策定したものを含む。

別表2 府省等別の研修の実施に要した経費（平成27年度）

（単位：千円）

府省等名	研修施設の 維持管理費 を除く	旅費	庁費	諸謝金	その他	研修施設の 維持管理費	計
	(A)					(B)	
内閣官房	64,362	7,600	42,877	13,883	-	-	64,362
内閣法制局	29	29	-	-	-	-	29
人事院	263,697	186,443	55,194	22,059	-	59,638	323,336
内閣府	170,381	41,858	127,034	1,488	-	536	170,917
宮内庁	1,447	957	490	-	-	-	1,447
公正取引委員会	43,723	22,556	20,526	640	-	-	43,723
警察庁	144,391	89,849	46,034	8,507	-	1,115,416	1,259,807
個人情報保護委員会	155	0	99	55	-	-	155
金融庁	112,398	30,455	80,202	1,740	-	686,438	798,836
消費者庁	2,173	537	1,470	166	-	-	2,173
復興庁	429	429	-	-	-	-	429
総務省	224,047	59,012	159,375	5,659	-	46,940	270,988
法務省	973,896	694,816	245,567	31,131	2,380	511,583	1,485,479
公安調査庁	28,283	20,324	7,408	550	-	101,088	129,372
外務省	482,265	20,867	8,878	356,469	96,050	89,400	571,666
財務省	650,648	253,546	365,883	31,219	-	172,360	823,009
国税庁	1,473,961	983,612	433,742	56,606	-	621,371	2,095,333
文部科学省	40,333	25,202	14,351	779	-	-	40,333
厚生労働省	476,137	274,377	191,141	10,617	-	8,619	484,756
中央労働委員会	346	98	207	39	-	-	346
農林水産省	234,727	115,251	102,203	13,257	4,014	718,274	953,002
林野庁	130,162	84,345	30,645	9,457	5,714	42,441	172,604
水産庁	18,119	9,988	8,130	-	-	-	18,119
経済産業省	321,660	111,497	181,064	29,098	-	105,218	426,878
特許庁	141,071	84,052	57,018	-	-	-	141,071
国土交通省	786,313	465,316	244,545	54,149	22,302	959,436	1,745,750
気象庁	56,685	38,225	10,262	8,196	-	41,854	98,539
運輸安全委員会	11,891	2,916	8,801	173	-	-	11,891
海上保安庁	351,245	104,752	241,700	4,792	-	158,392	509,637
環境省	158,275	46,666	104,686	5,035	1,886	90,292	248,568
原子力規制委員会	194,836	30,909	152,140	922	10,864	397,611	592,447
会計検査院	50,348	19,208	26,877	4,262	-	56,356	106,704
一般職計	7,608,448	3,825,708	2,968,563	670,960	143,215	5,983,273	13,591,722
衆議院	28,303	8,620	17,723	1,959	-	-	28,303
参議院	16,252	2,550	13,702	-	-	-	16,252
国立国会図書館	12,408	3,482	8,488	437	-	1,030,646	1,043,054
最高裁判所	769,500	443,792	130,896	194,810	-	693,336	1,462,836
外務省	5,059	-	-	5,059	-	-	5,059
中央労働委員会	893	294	548	49	-	-	893
防衛省	285,734	109,962	167,752	8,019	-	4,285,218	4,570,952
防衛装備庁	23,845	3,312	20,533	-	-	-	23,845
特別職計	1,141,996	572,015	359,645	210,335	-	6,009,201	7,151,197
合計	8,750,445	4,397,724	3,328,209	881,296	143,215	11,992,474	20,742,919

注(1) 旅費には、職員旅費のほか、留学旅費及び講師旅費が含まれている。

注(2) 庁費は、備品費、消耗品費、印刷製本費、会場借料、雑役務費等のうち、研修に要した経費を集計したものである。

注(3) その他は、旅費、庁費及び諸謝金以外の経費を集計したものである。

注(4) 研修とそれ以外の業務における経費を合理的な方法により案分できないものも含まれている。

注(5) 文部科学省には、文化庁を含む。

注(6) 防衛省の研修の実施に要した経費には、防衛装備庁の設置前に同省において実施した研修に要したものを含む。

別表3 府省等別の研修実施体制等

府省等名	衆議院						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	18研修	118人	17研修	92人	17研修	89人
	20時間未満の研修	9研修	253人	10研修	228人	10研修	250人
	計	27研修	371人	27研修	320人	27研修	339人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	初任研修			9日	40人		
	英語研修（特別コース）			224時間	13人		
	英語研修（一般コース）			100時間	12人		
	衆議院法制局法制立案業務研修			21時間	8人		
	短期海外派遣研修（韓国国会事務処派遣研修）			12日	3人		
	短期海外派遣研修（インテルステノ世界大会）			10日	2人		
	衆議院法制局長期海外派遣研修			416日	1人		
	日本経済研究センター派遣研修			366日	1人		
	国内大学院派遣研修			366日	1人		
	国内大学院派遣研修			366日	1人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[内部研修] --- B[階層別研修] A --- C[実務研修] A --- D[語学研修] A --- E[派遣研修] B --- F[初任研修] B --- G[初任フォローアップ研修] B --- H[係員級研修] B --- I[係長級研修（Ⅰ期、Ⅱ期）] B --- J[課長補佐級研修] B --- K[管理職者研修] </pre>						
研修施設	該当なし						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	参議院						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	27研修	150人	24研修	121人	25研修	175人
	20時間未満の研修	55研修	438人	55研修	532人	55研修	567人
	計	82研修	588人	79研修	653人	80研修	742人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	新採用者研修			9日	47人		
	管理職研修			14時間	29人		
	課長補佐研修			16時間	26人		
	英語研修（ベーシックコース）			50時間	20人		
	係長研修			13時間	15人		
	参観案内研修（英語）			24時間	6人		
	英語研修（読解力強化コース）			60時間	4人		
	英語研修（スキルアップコース）			58時間	4人		
	安全運転管理課程（5日間）			37時間	2人		
	安全運転管理課程（4日間）			28時間	2人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[内部研修] --- B[外部研修] A --- C[階層別研修] C --- D[語学研修] C --- E[その他の研修] E --- F[新採用者研修] E --- G[新採用者フォローアップ研修] E --- H[係長研修] E --- I[課長補佐研修] E --- J[管理職研修] </pre>						
研修施設	該当なし						

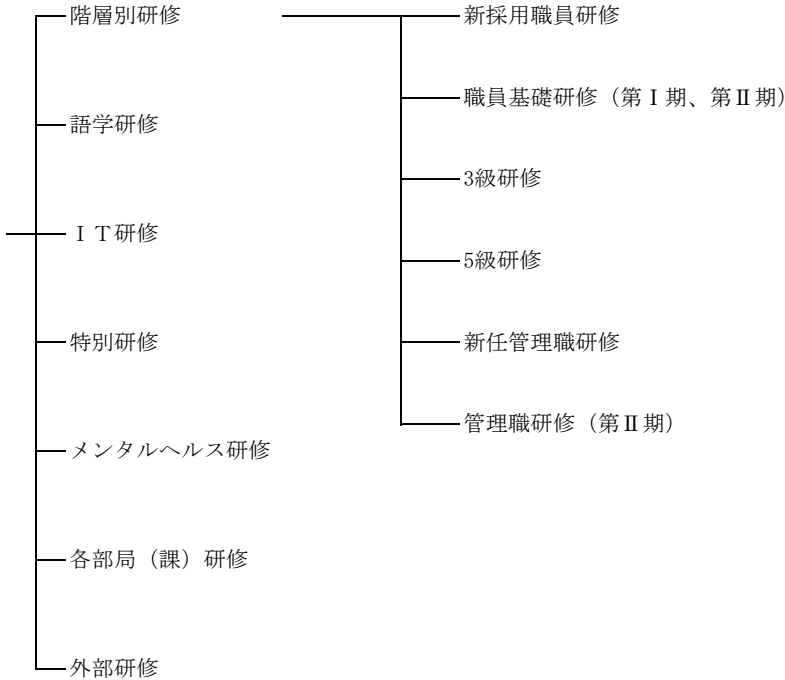
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	国立国会図書館						
研修に関する主な規程等	人材育成の基本方針（平成16年国図人第495号）、国立国会図書館職員研修基本計画（平成24年国図人1203292号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	19研修	935人	18研修	809人	19研修	919人
	20時間未満の研修	33研修	320人	33研修	291人	30研修	355人
	計	52研修	1,255人	51研修	1,100人	49研修	1,274人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	調査業務研修			38時間	725人		
	国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修			22時間	65人	○	
	3級研修			28時間	37人		
	新規採用職員研修			32時間	26人		
	職員基礎研修（第Ⅰ期）			31時間	20人		
	スウェーデン語研修（読解）			20時間	10人		
	英会話研修（ビジネス英会話コース上級）			20時間	9人		
	英会話研修（ビジネス英会話コース中級）			20時間	9人		
	語学研修（英会話）			20時間	6人		
	語学研修（中国語上級）			20時間	2人		
研修体系（27年度）							
研修施設	国立国会図書館研修室、国立国会図書館関西館研修室、国立国会図書館国際子ども図書館研修室						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	最高裁判所						
研修に関する主な規程等	司法研修所規程（昭和22年最高裁判所規程第6号）、裁判所職員総合研修所規程（平成16年最高裁判所規程第2号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	226研修	6,694人	239研修	6,335人	212研修	6,369人
	20時間未満の研修	206研修	2,947人	247研修	3,373人	227研修	3,329人
	計	432研修	9,641人	486研修	9,708人	439研修	9,698人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	中間管理者（裁判部）研修			4日	216人		
	書記官ブラッシュアップ研修			9日	164人		
	新採用職員研修			5日	156人		
	裁判所書記官養成課程第一部第12期			166日	152人		
	情報処理研修			3日	120人		
	ステップアップ研修			3日	118人		
	判事補基礎研究会			5日	100人		
	家事実務研究会			3日	100人		
	少年実務研究会			20時間	100人		
	事務官法律研修（通信研修）			107日	96人		
研修体系（27年度）	裁判官に対する研修 判事・判事補の集合研修 簡易裁判所判事の集合研修 派遣型研修 職務導入研修 裁判分野別研究会 総合分野研究会						
	裁判官以外の裁判所の職員に対する研修 階層別を実施する研修 他省庁が実施する研修 管理者層研修 中間管理者層研修 書記官・家裁調査官・係長等層研修 事務官等層研修 新採用職員研修 その他の研修						
研修施設	司法研修所、司法研修所別館、裁判所職員総合研修所、裁判所職員総合研修所各分室(7)						

- 注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。
- 注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。
- 注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。
- 注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。
- 注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	内閣官房						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	2研修	372人	3研修	338人	3研修	413人
	20時間未満の研修	10研修	11,489人	9研修	19,165人	10研修	52,566人
	計	12研修	11,861人	12研修	19,503人	13研修	52,979人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	CYMAT構成員に対する研修（講義、実習等）業務			74時間	403人	○	
	外国語研修について			322時間	9人		
	外国語研修について			40時間	1人		
	－						
	－						
	－						
	－						
	－						
	－						
研修体系（27年度）	全府省の職員を対象とした研修 官民合同セミナー 新任管理者セミナー 幹部候補育成課程中央研修 国家公務員合同初任研修（人事院と共催）						
	内閣情報調査室が実施する研修						
	内閣サイバーセキュリティセンターが実施する研修						
研修施設	該当なし						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	内閣法制局						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	2研修	2人	1研修	2人	-	-
	20時間未満の研修	7研修	164人	7研修	144人	7研修	148人
	計	9研修	166人	8研修	146人	7研修	148人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	e ラーニング研修
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
研修体系（27年度）	法制執務研修 内閣法制局職員研修（倫理・服務関係等） 倫理監督官による講話						
研修施設	該当なし						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、e ラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	人事院						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	73研修	3,469人	80研修	4,349人	81研修	4,119人
	20時間未満の研修	96研修	6,383人	97研修	6,648人	100研修	6,196人
	計	169研修	9,852人	177研修	10,997人	181研修	10,315人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	初任行政研修			189時間	623人	○	
	3年目フォローアップ研修			30時間	387人	○	
	行政研修(課長補佐級)			23時間	267人	○	
	長期在外研究員制度			730日	150人	○	
	行政研修(係長級特別課程)			56時間	130人	○	
	北海道地区新採用職員研修			3日	125人	○	
	行政研修(係員級特別課程)			56時間	108人	○	
	中部地区新採用職員研修			3日	82人	○	
	九州地区女性職員キャリアアップ研修(福岡)			3日	82人	○	
	行政研修(課長補佐級特別課程)			56時間	72人	○	
研修体系(27年度)	(国家公務員法第70条の6第1項第1号に基づく研修)						
	役職段階別研修 行政研修 地方機関職員研修						
	テーマ別研修 メンター養成研修、女性職員キャリアアップ研修等						
	指導者養成研修 研修担当官能力向上研修、JST基本コース等						
	派遣研修 行政官長期在外研究員制度、行政官短期在外研究員制度等						
	(国家公務員法第70条の6第1項第3号に基づく研修)						
	院内研修 国家公務員倫理審査会が実施する研修						
研修施設	公務員研修所、国家公務員研修センター						

注(1) 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注(2) 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注(3) 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注(4) 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注(5) 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	内閣府						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	17研修	110人	13研修	153人	17研修	155人
	20時間未満の研修	33研修	2,998人	55研修	2,975人	53研修	3,508人
	計	50研修	3,108人	68研修	3,128人	70研修	3,663人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	新採用職員研修			10日	57人		
	国会業務実地研修			10日	30人		
	新規採用職員研修			5日	21人		
	係長研修			3日	13人		
	計量経済分析実習			25時間	12人	○	
	英文ビジネスライティング研修（第2回）			20時間	7人		
	英文ビジネスライティング研修（第1回）			20時間	5人		
	農村工学専門技術研修用水計画と河川協議			12日	1人		
	平成27年度農村工学専門技術研修（ダム機能保全）			8日	1人		
	農村工学専門技術研修土木地質・地すべり			8日	1人		
研修体系（27年度）	内閣府本府が実施する研修 新規採用職員研修 国家公務員倫理規程研修 ガイダンス研修 会計実務研修 待遇（秘書）研修 国会研修 語学研修 幹部候補職員研修 経済研修所が実施する研修 沖縄総合事務局が実施する研修						
研修施設	沖縄総合事務局研修室						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	宮内庁						
研修に関する主な規程等	宮内庁職員研修大綱						
研修実施実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	5研修	38人	3研修	91人	2研修	55人
	20時間未満の研修	2研修	47人	2研修	43人	2研修	42人
	計	7研修	85人	5研修	134人	4研修	97人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	新規採用職員第1次研修			25時間	36人		
	新規採用職員第2次研修			21時間	19人		
	－						
	－						
	－						
	－						
	－						
	－						
	－						
	－						
研修体系（27年度）	研修内容 階層別研修 新規採用職員研修 中堅係員研修 係長研修 本庁中堅幹部研修 地方機関中堅幹部研修 課長研修 専門研修						
	研修形態 集合研修 委託研修 派遣研修						
研修施設	該当なし						

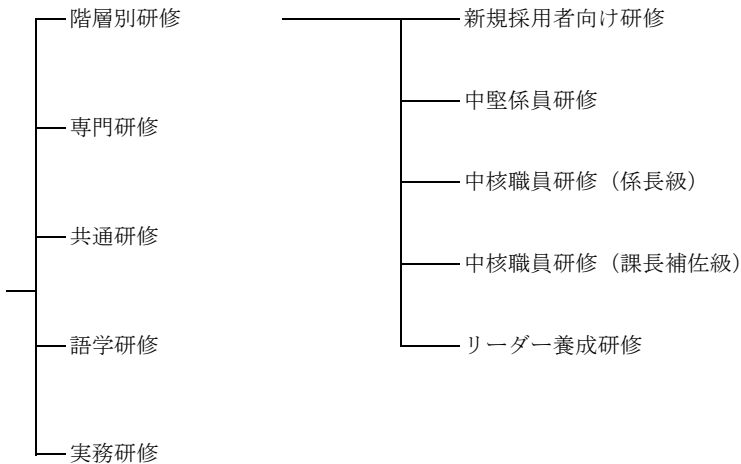
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	公正取引委員会						
研修に関する主な規程等	個別育成制度実施要領						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	9研修	147人	7研修	139人	7研修	147人
	20時間未満の研修	129研修	5,753人	117研修	6,065人	117研修	6,036人
	計	138研修	5,900人	124研修	6,204人	124研修	6,183人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	新規採用者向け研修			22日	47人		
	審査局初任者基礎研修			32時間	37人		
	中堅係員等研修			21時間	30人		
	英語研修（通信コース）			90日	25人		
	国会連絡室研修			10日	6人		
	海外競争当局実務研修			268日	1人		
	平成27年度アーカイブズ研修Ⅰ			5日	1人		
	－						
	－						
	－						
研修体系（27年度）							
研修施設	該当なし						

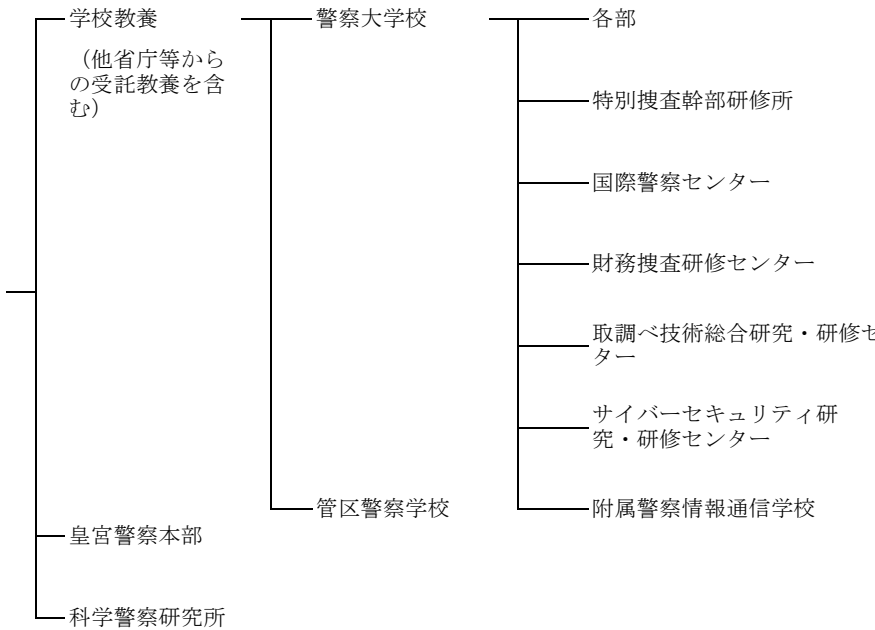
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	警察庁						
研修に関する主な規程等	警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	195研修	1,831人	201研修	2,023人	187研修	1,999人
	20時間未満の研修	4,011研修	68,709人	4,071研修	70,450人	740研修	16,095人
	計	4,206研修	70,540人	4,272研修	72,473人	927研修	18,094人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	通信職員養成科（技術初任）			77日	110人		
	通信職員係長任用科			15日	107人		
	通信職員養成科（技術補習）			10日	89人		
	課長補佐任用科			10日	81人		
	係長任用科			10日	62人		
	情報通信技術専科（情報技術解析Ⅰ）			34日	60人		
	警察運営科			16日	41人		
	Oracle講習会			144時間	39人		
	主任任用科			10日	38人		
	通信職員課長任用科			10日	36人		
研修体系（27年度）							
研修施設	警察大学校、皇宮警察本部皇宮警察学校、各管区警察学校(7)						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	個人情報保護委員会（平成27年12月31日以前は特定個人情報保護委員会）					
研修に関する主な規程等	該当なし					
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数 受講者数
	20時間以上の研修	-	-	-	-	-
	20時間未満の研修	-	-	5研修	150人	17研修 453人
	計	-	-	5研修	150人	17研修 453人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修 e ラーニング研修
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
研修体系（27年度）	一般研修 基礎研修 特別研修 転入職員研修 新任係長研修 公務員倫理等研修					
研修施設	該当なし					

注（1） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（2） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（3） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（4） 全府省研修、e ラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（5） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	金融庁						
研修に関する主な規程等	金融庁金融研究センター研修規則（平成15年金融庁訓令第17号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	27研修	681人	26研修	537人	21研修	359人
	20時間未満の研修	80研修	9,643人	66研修	10,336人	81研修	11,635人
	計	107研修	10,324人	92研修	10,873人	102研修	11,994人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	ライフプランニング研修（中級）			36時間	54人		
	I T 研修			60日	44人		○
	国際人材育成（F S I C o n n e c t）コース			210日	36人		
	犯則調査基礎研修			22時間	26人		
	新規採用職員研修（一般職・合同）			254時間	25人		
	ファイナンス研修（eラーニング）			26時間	23人		○
	役職別研修（係員コース）			94時間	22人		
	金融検査基本技能研修（7月期）			41時間	22人		
	ライフプランニング研修（上級）			45時間	18人		○
	取引調査基礎研修			22時間	14人		
研修体系（27年度）	一般研修 階層別研修 語学研修 共通研修 新規採用職員研修 役職別研修（係員コース） 役職別研修（係長コース） 役職別研修（課長補佐コース）						
	実務研修 金融検査課程 監督課程 監視課程 専門課程 通信研修						
研修施設	金融庁研修室						

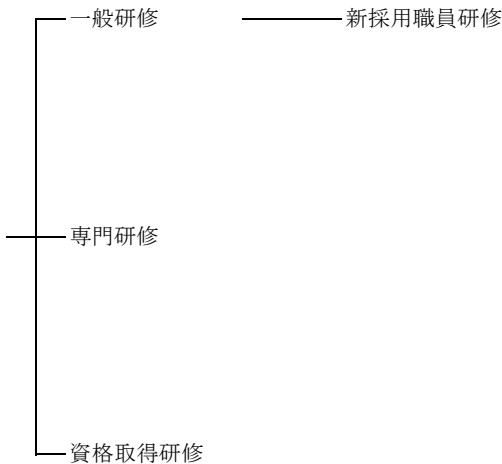
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	消費者庁						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	2研修	16人	3研修	38人	3研修	40人
	20時間未満の研修	6研修	976人	7研修	1,256人	7研修	811人
	計	8研修	992人	10研修	1,294人	10研修	851人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	平成27年度消費者庁所管法令執行担当者研修			4日	16人		
	資格取得研修			180日	13人		
	平成27年度新採用職員研修			11日	11人		
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
研修体系 (27年度)							
研修施設	該当なし						

注 (1) 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注 (2) 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注 (3) 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注 (4) 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注 (5) 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	復興庁					
研修に関する主な規程等	該当なし					
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数 受講者数
	20時間以上の研修	-	-	-	-	-
	20時間未満の研修	2研修	650人	2研修	1,218人	2研修 1,025人
	計	2研修	650人	2研修	1,218人	2研修 1,025人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修 eラーニング研修
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
研修体系 (27年度)						
研修施設	該当なし					

- 注 (1) 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。
- 注 (2) 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。
- 注 (3) 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。
- 注 (4) 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。
- 注 (5) 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	総務省						
研修に関する主な規程等	総務省職員研修実施要領（平成13年総官秘第2-6号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	84研修	3,436人	79研修	3,202人	66研修	5,697人
	20時間未満の研修	149研修	1,309人	147研修	1,567人	194研修	2,441人
	計	233研修	4,745人	226研修	4,769人	260研修	8,138人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	情報システム統一研修（情報セキュリティ基礎）			24時間	2,336人	○	○
	情報システム統一研修（ネットワーク基礎）			24時間	875人	○	○
	情報システム統一研修（情報システム入門（共通キャリア・スキルフレームワークレベル1））			24時間	813人	○	○
	情報システム統一研修（プロジェクト管理（基礎））			30時間	254人	○	○
	統計入門課程通信研修「入門1」			20時間	170人	○	○
	新規採用職員（一般職）研修 4月			55時間	113人		
	情報システム統一研修（情報セキュリティ（管理））			3日	98人	○	
	情報システム統一研修（情報セキュリティ（技術））			3日	71人	○	
	情報システム統一研修（電子政府Ⅱ（システム調達－提案依頼・契約））			3日	70人	○	
	統計入門課程通信研修「入門2」			20時間	59人	○	○
研修体系（27年度）	一般研修 新規採用職員研修 階層別研修 その他の研修						
	専門研修 本省集合研修 部局研修						
	統計研修所が実施する研修 情報通信政策研究所が実施する研修						
研修施設	総務省研修室、統計研修所、情報通信政策研究所						

注（1） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（2） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（3） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（4） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（5） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	法務省						
研修に関する主な規程等	検事研修要綱、副検事研修要綱、検察事務官研修要綱、保護局関係職員研修要綱、法務局・地方法務局職員研修要綱、入国管理局関係職員研修要綱、矯正職員の研修に関する訓令（平成18年矯総訓第3272号）、矯正職員の研修に関する訓令の運用について（平成18年矯総第3273号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	477研修	11,317人	507研修	11,331人	546研修	10,993人
	20時間未満の研修	1,191研修	27,877人	1,156研修	29,944人	1,177研修	29,868人
	計	1,668研修	39,194人	1,663研修	41,275人	1,723研修	40,861人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	初任研修課程刑務官等初等科研修			1,312時間	606人		
	中堅職員（10年目）研修			256時間	259人		
	検察事務官初等科研修			30日	248人		
	検察事務官専修科研修			39日	240人		
	入国管理局関係職員初等科研修			40日	189人		
	法務局・地方法務局職員中等科研修			50日	175人		
	検察事務官中等科研修			38日	160人		
	任用研修課程中等科研修			480時間	150人		
	法務局・地方法務局職員コンピュータ研修（eラーニング）			20時間	150人		○
	中堅職員（20年目）研修			224時間	140人		
研修体系（27年度）	中央研修 地方研修 研修第一部 研修第二部 研修第三部 国際協力部 研修第二部関係 研修第三部関係						
研修施設	矯正研修所、矯正研修所各支所(8)、国連アジア極東犯罪防止研修所、法務総合研究所、法務省浦安総合センター、法務総合研究所各支所(8)						

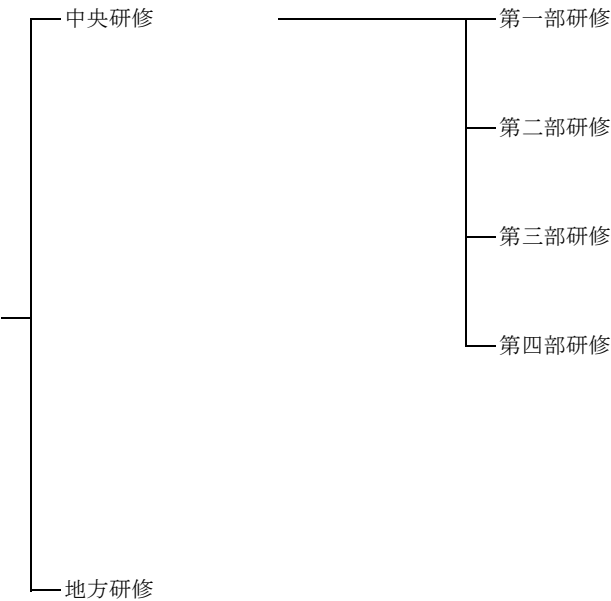
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	公安調査庁						
研修に関する主な規程等	公安調査庁研修所規程（昭和53年訓第8号）、地方研修要綱（昭和63年公調研発第73号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	25研修	383人	31研修	427人	31研修	443人
	20時間未満の研修	16研修	265人	16研修	223人	16研修	252人
	計	41研修	648人	47研修	650人	47研修	695人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	第一部研修			25日	58人		
	第二部研修			60日	41人		
	第二部研修事前研修			44時間	41人		
	初任上席調査官研修			24時間	41人		
	初任総務・職員管理官、首席調査官等研修			25時間	30人		
	調査実務研修Ⅰ			69時間	27人		
	新規採用者研修			28時間	23人		
	調査実務担当者研修			23時間	23人		
	若手育成研修			32時間	20人		
	初任分析担当官研修			22時間	19人		
研修体系（27年度）	 <pre> graph LR A[中央研修] --- B[第一部研修] A --- C[第二部研修] A --- D[第三部研修] A --- E[第四部研修] F[地方研修] </pre>						
研修施設	公安調査庁研修所						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	外務省						
研修に関する主な規程等	外務職員の研修に関する省令（昭和27年外務省令第18号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	33研修	1,551人	38研修	2,450人	35研修	1,824人
	20時間未満の研修	29研修	3,259人	46研修	4,187人	56研修	3,897人
	計	62研修	4,810人	84研修	6,637人	91研修	5,721人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	英語電子メール添削研修			24時間	220人		○
	平成27年度第5部研修			224時間	152人	○	
	中堅職員のための専門語研修			25時間	133人		
	非英語中堅職員のための英語研修			21時間	132人		
	第4部英語研修（Ⅱ・Ⅲ期）			100時間	85人		
	平成27年度在外公館警備対策官研修			195時間	78人	○	
	在外赴任前特別研修（会計）			27時間	77人		
	特殊語学研修			96時間	72人		
	領事初任者研修			5日	70人	○	
	第2部・第3部中期研修（語学研修）			189時間	67人		
研修体系（27年度）	本省での研修 初任研修 前期研修 中期実務研修 後期研修 在外公館赴任前研修 専門語・英語研修 通訳研修						
	在外研修						
研修施設	外務省研修所、外務省研修所本省分室						

- 注（1） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。
- 注（2） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。
- 注（3） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。
- 注（4） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。
- 注（5） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	財務省						
研修に関する主な規程等	財務総合政策研究所研修規則（平成13年財務総合政策研究所訓令第3号）、会計センター研修規則（平成13年会計センター訓令第2号）、税関研修所研修規則（平成13年税研訓令第2号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	295研修	5,476人	293研修	5,897人	284研修	5,340人
	20時間未満の研修	77研修	956人	108研修	2,767人	147研修	2,646人
	計	372研修	6,432人	401研修	8,664人	431研修	7,986人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	会計事務職員研修			65日	193人	○	
	財務専門官・一般職基礎研修			254時間	157人		
	普通科研修			50日	155人		
	犯則事件調査実務研修			3日	150人		
	融資事務研修（通信制）			127日	139人		
	予算担当職員初任者研修			5日	139人	○	
	中等科研修			29日	121人		
	A L M関連等研修（通信研修）			24時間	89人		
	配属別転課者研修（管財系統）			29時間	81人		
	新任係長級研修			5日	77人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[中央・地方研修体系] --- B[基礎研修（新規採用者、転課者）] A --- C[実務研修（業務別）] A --- D[一般研修（管理者向け）] A --- E[幹部セミナー] A --- F[特別理論研修] A --- G[サービス・倫理等一般研修] H[通信研修] </pre>						
研修施設	財務本省研修所（財務総合政策研究所研修部・会計センター研修部）、財務総合政策研究所各研修支所（5）、税関研修所、税関研修所各支所（8）						

注（1） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（2） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（3） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（4） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（5） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	国税庁						
研修に関する主な規程等	職場研修実施要綱の制定について（事務運営指針）（平成14年官人8-253）、職員研修の運営上の留意事項について（事務運営指針）（平成14年官人8-254）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	241研修	13,003人	233研修	12,149人	232研修	14,274人
	20時間未満の研修	2,484研修	239,632人	2,030研修	241,890人	2,223研修	288,931人
	計	2,725研修	252,635人	2,263研修	254,039人	2,455研修	303,205人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	専攻税法研修			170時間	1,065人		
	専門官基礎研修			403時間	1,043人		
	通信研修審理Ⅱ			86時間	794人		
	専科			937時間	706人		
	普通科			1,759時間	696人		
	通信研修国際課税Ⅱ			179時間	659人		
	地方短期研修審理（特別）研修			46時間	539人		
	中等科			255時間	513人		
	通信研修審理Ⅰ			55時間	368人		
	本校短期研修新任局係長級			38時間	305人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[税大研修] --- B[本校研修] A --- C[地方研修] A --- D[通信研修] A --- E[局研修] A --- F[ブロック研修] A --- G[署研修] A --- H[人事院研修等] B --- I[長期研修] B --- J[短期研修] C --- K[長期研修] C --- L[短期研修] G --- M[署集合研修] G --- N[実務指導] </pre>						
研修施設	税務大学校、税務大学校各研修所(12)						

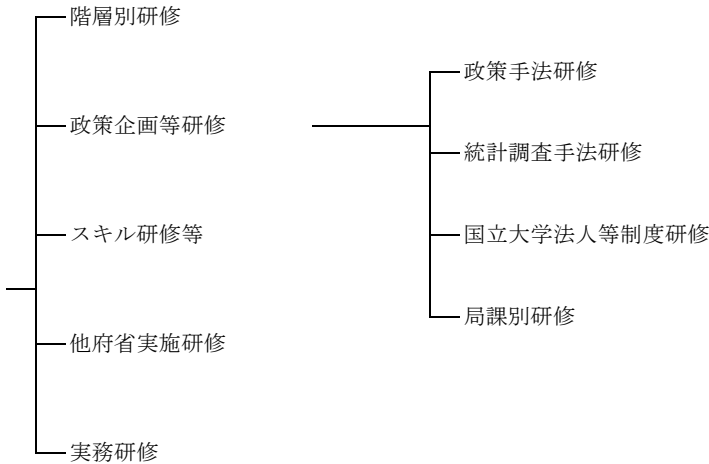
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	文部科学省（文化庁含む）						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	9研修	211人	7研修	166人	10研修	328人
	20時間未満の研修	17研修	5,412人	17研修	5,530人	17研修	2,602人
	計	26研修	5,623人	24研修	5,696人	27研修	2,930人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	国立大学法人等制度研修			26時間	135人		
	新規採用職員等研修			7日	71人		
	語学研修（英語）			36時間	37人		
	職員教育行政等実務研修			30日又は365日	32人		
	簿記研修			24時間	24人		
	国際業務能力啓発研修（ビジネス英語中～上級）			30時間	16人		
	文部科学省原子力関係在外研究員派遣			366日	5人	○	
	文部科学省宇宙関係在外研究員派遣			366日	4人	○	
	東京藝術大学における文化庁職員研修			22時間	3人		
	国際教育交流担当職員長期研修プログラム（LEAP）			299日	1人		
研修体系（27年度）	 <pre> graph LR A[階層別研修] --- B[政策企画等研修] A --- C[スキル研修等] A --- D[他府省実施研修] A --- E[実務研修] B --- F[政策手法研修] B --- G[統計調査手法研修] B --- H[国立大学法人等制度研修] B --- I[局課別研修] </pre>						
研修施設	該当なし						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	厚生労働省						
研修に関する主な規程等	厚生労働省研修実施要綱（平成15年大臣官房人事課長決裁）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	89研修	2,072人	98研修	3,435人	104研修	4,003人
	20時間未満の研修	2,897研修	32,025人	7,448研修	108,876人	9,947研修	169,610人
	計	2,986研修	34,097人	7,546研修	112,311人	10,051研修	173,613人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	労働行政職員（基礎）研修			40時間	424人		
	新任労働基準監督官研修			219時間	384人		
	新規採用職員研修（一般職試験合格者等）			10日	150人		
	労働基準監督署課長（B）研修			21時間	130人		
	労災保険給付専門研修			50時間	112人		
	本省係長研修			3日	108人		
	新規採用職員ブロック研修			4日	93人		
	新任労働保険適用徴収業務担当者研修			27時間	93人		
	新規採用職員ブロック研修			4日	92人		
	新規採用職員ブロック研修			4日	91人		
研修体系（27年度）	<pre> graph TD A[大臣官房人事課] --- B[階層別研修] A --- C[テーマ別研修] B --- D[各部局等で実施する研修] </pre>						
研修施設	厚生労働省白金台分室						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	中央労働委員会						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	1研修	2人	1研修	4人	1研修	4人
	20時間未満の研修	4研修	34人	3研修	31人	4研修	26人
	計	5研修	36人	4研修	35人	5研修	30人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	労働委員会事務局職員専門研修			5日	4人		
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
	-						
研修体系（27年度）	転入職員業務基礎研修 労働委員会事務局職員中央研修 労働委員会事務局職員専門研修 新任地方事務所長等研修						
研修施設	該当なし						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	農林水産省（林野庁及び水産庁含む）						
研修に関する主な規程等	農林水産省職員研修要領（平成17年16秘第602号）、国有林野事業職員研修規程（昭和44年林野庁訓令第1号）、森林技術総合研修所研修要領（平成7年7林野普第237号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	259研修	4,306人	273研修	4,722人	257研修	4,959人
	20時間未満の研修	243研修	31,869人	234研修	80,745人	264研修	60,518人
	計	502研修	36,175人	507研修	85,467人	521研修	65,477人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	水産庁語学研修			53時間	315人		
	課長補佐等養成研修			34時間	314人		
	食品表示監視業務及び米穀流通監視業務担当者研修（法制度・立入検査等研修）			34時間	165人		
	検査職員研修（通信教育）			25時間	142人		
	一般職試験採用者研修			25時間	141人		
	管理者研修Ⅰ			25時間	128人		
	総合職試験等採用者研修			36時間	118人		
	係長養成研修			34時間	110人		
	課長補佐等フォローアップ研修			26時間	102人		
	英会話研修			22時間	90人		
研修体系（27年度）	計画的養成研修 新任者研修 係員研修 係長研修 管理監督者研修 幹部研修 能力開発研修 実践的研修（法令、予算、国会、報道） 英語研修 ビジョン・マネジメント研修 民間企業等派遣研修 農村研修						
研修施設	大臣官房秘書課研修室、海外中央研修室、植物防疫所研修センター、動物医薬品検査所研修室、各地方農政局土地改良技術事務所研修室(7)、筑波産学連携支援センター、農林水産研修所、農林水産研修所つくば館、農林水産研修所つくば館水戸ほ場、森林技術総合研修所(林野庁)						

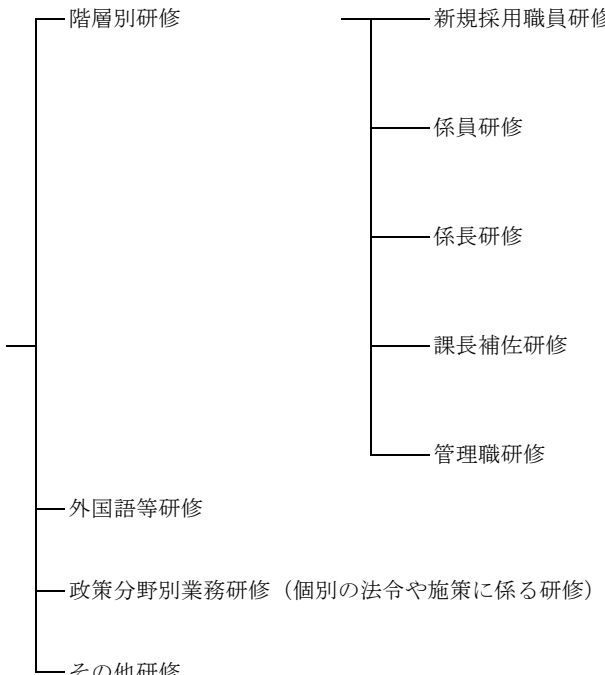
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	経済産業省						
研修に関する主な規程等	該当なし						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	84研修	1,158人	77研修	1,236人	69研修	1,090人
	20時間未満の研修	192研修	14,250人	175研修	14,295人	193研修	14,296人
	計	276研修	15,408人	252研修	15,531人	262研修	15,386人
27年度に実施した主な研修 (20時間以上)	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	新規採用職員（一般職）研修			37時間	132人		
	係員研修（2年目職員）			31時間	89人		
	係長研修			25時間	60人		
	英語ヒアリング中上級			150日	48人		
	海外赴任前研修語学編			40時間	42人		
	新規採用職員（総合職）研修			28時間	42人		
	係員研修（I種2年目）			26日	39人		
	英語トレーニング・実戦コース			26時間	37人		
	Media Based Learning			180日	34人		○
	その他言語			40時間	32人		
研修体系（27年度）	 <pre> graph LR A[研修体系（27年度）] --- B[階層別研修] A --- C[外国語等研修] A --- D[政策分野別業務研修（個別の法令や施策に係る研修）] A --- E[その他研修] A --- F[新規採用職員研修] A --- G[係員研修] A --- H[係長研修] A --- I[課長補佐研修] A --- J[管理職研修] </pre>						
研修施設	経済産業研修所						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	特許庁						
研修に関する主な規程等	研修基本方針（平成16年20040922特許006）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	38研修	836人	41研修	1,018人	42研修	1,185人
	20時間未満の研修	121研修	5,973人	130研修	6,169人	118研修	6,027人
	計	159研修	6,809人	171研修	7,187人	160研修	7,212人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	語学研修（集合型）			60時間	195人		
	語学研修（通学型）			20時間	161人		
	語学研修（通信型）			72時間	139人		○
	審査官コース前期研修			93時間	109人		
	審査官コース後期研修			67時間	103人		
	任期付職員（特許審査官補）初任者研修			158時間	50人		
	短期集中型語学研修			25時間	45人		
	審査官補コース研修			161時間	44人		
	審判官コース研修			57時間	44人		
	訟務・応用実務研修			23時間	35人		
研修体系（27年度）	審査系職員研修 審判系職員研修 事務系職員研修 管理者研修 メンタルヘルス・服務規律・ライフプラン等に関する研修 国際化への対応能力の向上のための研修 情報化への対応能力の強化のための研修 法的専門能力の向上のための研修 行政ニーズ変化への感応度の向上のための研修						
研修施設	該当なし						

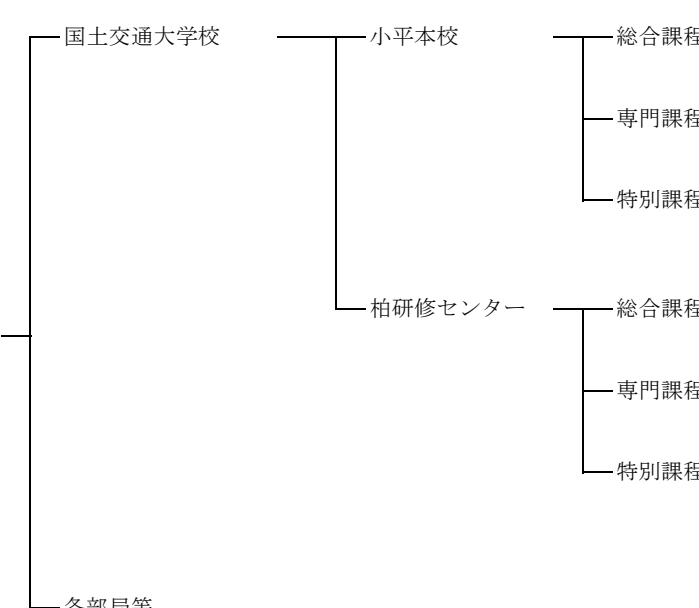
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	国土交通省						
研修に関する主な規程等	国土交通大学校研修規則（平成13年国大規第12号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	449研修	8,726人	461研修	9,609人	469研修	9,985人
	20時間未満の研修	135研修	5,170人	131研修	3,002人	86研修	3,578人
	計	584研修	13,896人	592研修	12,611人	555研修	13,563人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	新任管理職（Ⅰ期～Ⅴ期）			44時間	482人		
	運輸安全マネジメント評価〔初級〕			30時間	209人		
	TEC－FORCE研修			20時間	156人		
	新任係長級研修			24時間	149人		
	中堅係長			29時間	145人		
	新採用職員（総合職）			71時間	137人		
	初任職員			29時間	106人		
	政策企画教養			91時間	103人		
	初級マネジメント			30時間	94人		
	新任係長研修			5日	89人		
研修体系（27年度）	 <pre> graph LR A[国土交通大学校] --- B[小平本校] A --- C[柏研修センター] A --- D[各部局等] B --- E[総合課程] B --- F[専門課程] B --- G[特別課程] C --- H[総合課程] C --- I[専門課程] C --- J[特別課程] </pre>						
研修施設	国土技術政策総合研究所、各地方整備局技術事務所(8)、北海道開発局研修センター、航空保安大学校、航空保安大学校岩沼研修センター、国土交通大学校、国土交通大学校柏研修センター						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	気象庁						
研修に関する主な規程等	気象庁研修会議規則（昭和41年気象庁訓令第6号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	48研修	1,008人	44研修	1,051人	43研修	1,217人
	20時間未満の研修	77研修	367人	37研修	359人	28研修	335人
	計	125研修	1,375人	81研修	1,410人	71研修	1,552人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	予報業務従事者研修（追加研修）（オンライン遠隔研修）			5か月	309人		○
	予報業務従事者研修（オンライン遠隔研修）			5か月	128人		○
	気象技術総合研修（係員級）			202時間	82人		
	初任職員研修			88時間	61人		
	気象技術総合研修（係長・技術専門官級）			110時間	56人		
	大学部			4か月	55人		
	気象技術総合研修（専門職級）			100時間	50人		
	モデル開発者特別（1）			7日	49人		
	語学（英会話）研修			32時間	39人		
	予報業務研修			151時間	25人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[研修体系 27年度] --- B[入校研修] A --- C[部内研修] A --- D[委託研修] A --- E[総合研修] A --- F[初任職員] A --- G[専門別研修] A --- H[管理者] E --- I[気象技術総合 係員級] E --- J[気象技術総合 係長・技術専門官級] E --- K[気象技術総合 専門職級] </pre>						
研修施設	気象大学校、気象庁研修教室						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	運輸安全委員会						
研修に関する主な規程等	運輸安全委員会事務局職員の研修に関する訓令（平成25年運輸安全委員会訓令第2号）、 運輸安全委員会事務局職員研修要領（平成25年運輸安全委員会事務局長）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	16研修	55人	16研修	67人	15研修	55人
	20時間未満の研修	27研修	244人	23研修	213人	24研修	142人
	計	43研修	299人	39研修	280人	39研修	197人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	語学研修（英語）			20時間	10人		
	海技大学校海事教育通信コース			2か年	8人		
	ヘリコプター基礎研修			32時間	6人		
	乗船研修（練習船）			64時間	5人		
	乗船研修（コンテナ船）			48時間	5人		
	船舶・地方事故調査官初任研修			27時間	5人		
	乗船研修（タンカー）			56時間	3人		
	クランフィールド大学航空事故調査研修			360時間	2人		
	大型飛行機機種別研修			80時間	2人		
	軌道回路			30時間	2人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[総合研修] --- B[能力向上] A --- C[新任] A --- D[その他] E[航空事故調査官研修] --- F[初任研修] E --- G[専門研修] H[鉄道事故調査官研修] --- I[初任研修] H --- J[専門研修] K[船舶事故調査官及び地方事故調査官研修] --- L[初任研修] K --- M[専門研修] </pre>						
研修施設	該当なし						

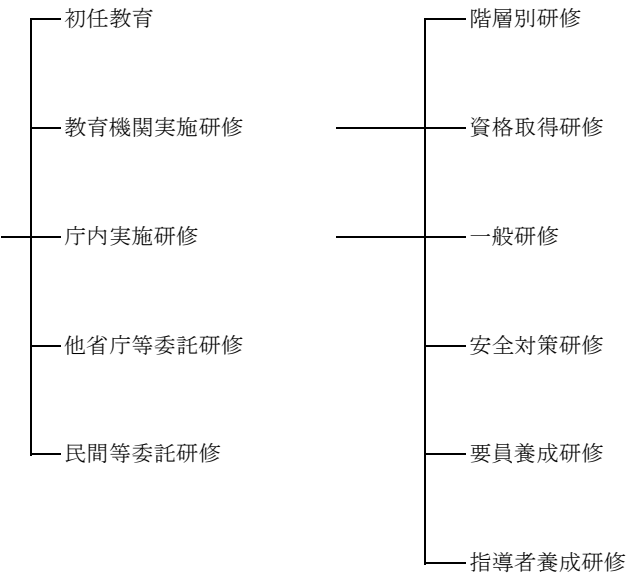
注（1） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（2） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（3） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（4） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（5） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	海上保安庁						
研修に関する主な規程等	海上保安大学校規則（昭和40年訓令第4号）、海上保安学校規則（昭和63年訓令第12号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	111研修	1,068人	64研修	437人	67研修	972人
	20時間未満の研修	40研修	55人	44研修	61人	49研修	124人
	計	151研修	1,123人	108研修	498人	116研修	1,096人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	研修科中堅係員課程			5日	88人		
	研修科巡視艇初任監督者（安全運航）課程			5日	65人		
	研修科中堅幹部課程			36日	60人		
	研修科船艇安全運航課程			3日	41人		
	研修科運用管制官課程			21日	40人		
	特修科			349日	36人		
	航空機導入時運航要員研修、航空機運航要員研修			19日	36人		
	教官任用前研修			32日	32人		
	研修科国際業務課程			65日	31人		
	研修科特任主任士課程			23日	31人		
研修体系（27年度）							
研修施設	海上保安学校、海上保安学校門司分校、海上保安学校宮城分校、海上保安大学校						

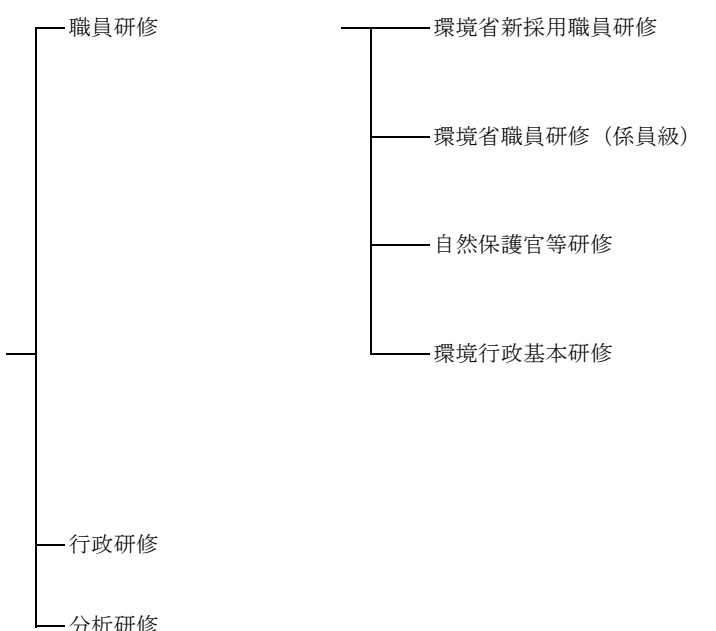
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	環境省						
研修に関する主な規程等	環境調査研修所研修規則（平成15年環境省令第18号）、環境調査研修所研修計画策定要綱（平成15年環境調査研修所所長達第3号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	38研修	189人	37研修	211人	36研修	196人
	20時間未満の研修	8研修	3,583人	10研修	3,009人	9研修	4,129人
	計	46研修	3,772人	47研修	3,220人	45研修	4,325人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	環境省新採用職員研修			30時間	64人		
	自然保護官等研修Ⅰ			24時間	24人		
	環境省職員研修（係員級）			24時間	16人		
	自然保護官等研修（特設）			24時間	14人		
	自然保護官等研修Ⅲ			24時間	12人		
	廃棄物・リサイクル基礎研修			22時間	10人	○	
	語学研修（国際業務対応選抜）			20時間	10人		
	自然保護官等研修Ⅱ			24時間	7人		
	自然環境研修			24時間	5人	○	
	環境パートナーシップ研修			31時間	4人	○	
研修体系（27年度）							
研修施設	環境調査研修所、水鳥救護研修センター						

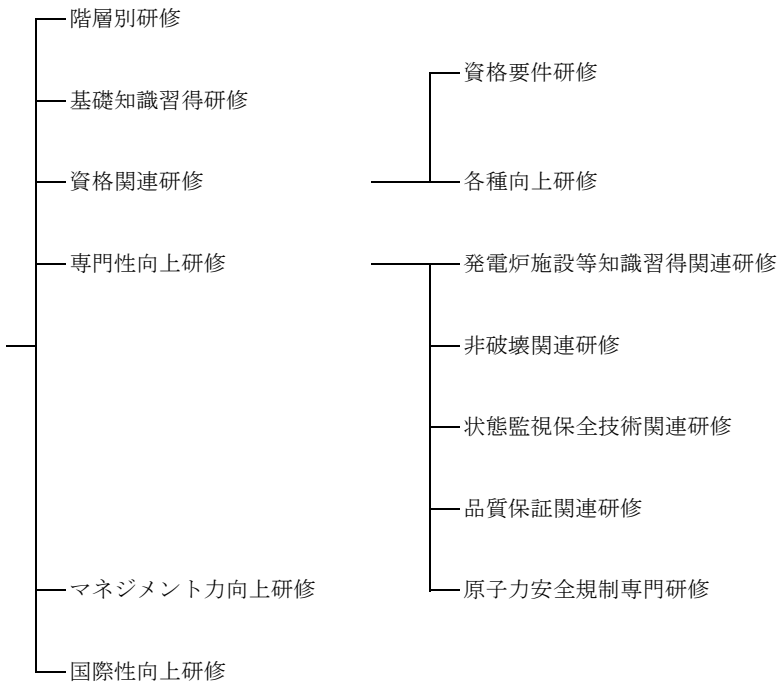
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	原子力規制委員会						
研修に関する主な規程等	原子力安全人材育成センター研修規程（平成26年原規セ発第1403035号）、原子力規制委員会職員の 人材育成の基本方針（平成26年原規人発第1406201号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	19研修	207人	39研修	525人	40研修	528人
	20時間未満の研修	8研修	57人	28研修	1,214人	32研修	2,748人
	計	27研修	264人	67研修	1,739人	72研修	3,276人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	原子力防災専門官基礎研修			37時間	47人		
	原子力基礎研修Ⅰ			82時間	36人		
	原子力基礎研修Ⅱ			69時間	36人		
	緊急自動車研修			25時間	35人		
	原子力保安検査官基礎研修（発電炉）			57時間	31人		
	原子力規制事務所研修			77時間	30人		
	公文書管理研修			3日	25人		
	新規採用職員向け研修			22時間	22人		
	原子力施設品質保証基礎研修			60時間	21人		
	核物質防護検査官基礎研修			43時間	21人		
研修体系（27年度）							
研修施設	原子力安全人材育成センター、原子力安全研修所						

注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	防衛省						
研修に関する主な規程等	事務官等研修実施要領（平成24年防官秘第16626号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	115研修	1,805人	117研修	2,055人	107研修	2,288人
	20時間未満の研修	101研修	1,345人	112研修	1,150人	100研修	1,251人
	計	216研修	3,150人	229研修	3,205人	207研修	3,539人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	防衛省合同初任研修			5日	430人		
	事務官等初任採用者集合教育			132時間	140人		
	係員級選抜研修			19日	124人		
	取得マネジメント研修			8日	109人		
	係長級選抜研修			19日	93人		
	事務官等上級管理課程			192時間	81人		
	事務官等管理課程			156時間	73人		
	事務官等中級課程			25日	67人		
	女性職員啓発研修			5日	63人		
	防衛施設初級係員研修			5日	57人		
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[事務官等研修] --- B[統一研修] A --- C[機関等研修] A --- D[防衛省合同初任研修] A --- E[係員級選抜研修] A --- F[係長級選抜研修] A --- G[管理職選抜研修] A --- H[教育訓練のうち研修に相当するもの] A --- I[他省庁が実施する研修] </pre>						
研修施設	防衛省研修室、海上自衛隊第四術科学校、航空自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部候補生学校、各方面総監部(5)、陸上自衛隊施設学校、陸上自衛隊小平学校、防衛研究所						

- 注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。
- 注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。
- 注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。
- 注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。
- 注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。
- 注（６） 研修数には、防衛装備庁の設置前に同省において実施した研修を含む。

府省等名	防衛装備庁					
研修に関する主な規程等	防衛装備庁における研修実施要領について（平成28年装官人第4703号）					
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数 受講者数
	20時間以上の研修	-	-	-	-	6研修 76人
	20時間未満の研修	-	-	-	-	3研修 1,836人
	計	-	-	-	-	9研修 1,912人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修 eラーニング研修
	システム監査技術者研修			3日	24人	
	JISQ9100研修（後期）			3日	21人	
	品質管理通信教育（後期）			92日	13人	
	マネージャー研修			50日	13人	
	実践英語研修			10日	4人	
	有償援助調達に関する研修			15日	1人	
	-					
	-					
	-					
	-					
研修体系（27年度）	<pre> graph LR A[防衛装備庁統一研修] --- B[共通基礎研修] A --- C[専門研修] A --- D[一般研修] E[各部等研修] F[他省庁が実施する研修] </pre>					
研修施設	防衛装備庁研修室					

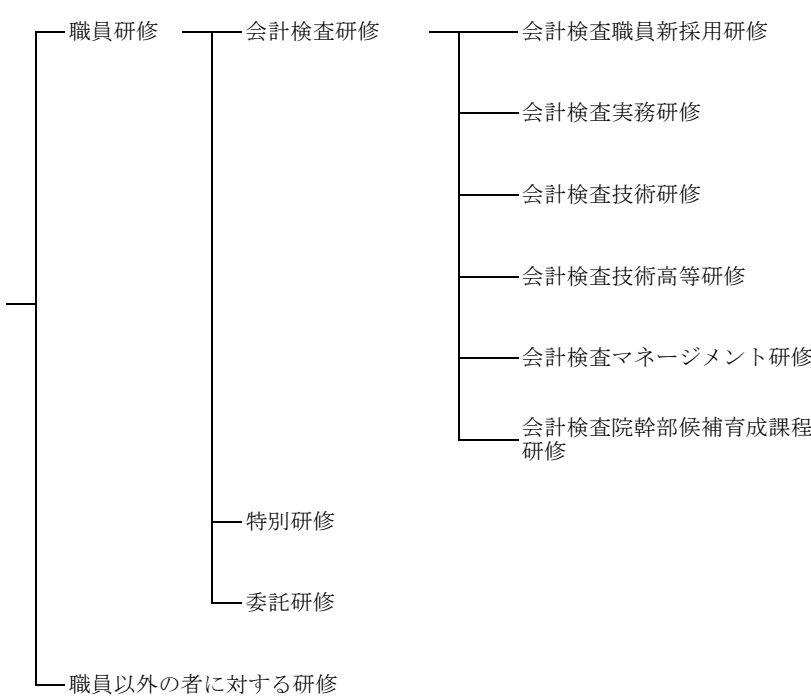
注（１） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（２） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（３） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（４） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（５） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

府省等名	会計検査院						
研修に関する主な規程等	会計検査院研修規程（昭和43年会計検査院事務総局規程第6号）						
研修実績	区 分	平成25年度		26年度		27年度	
		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数
	20時間以上の研修	33研修	395人	27研修	402人	27研修	386人
	20時間未満の研修	29研修	1,006人	31研修	758人	27研修	1,194人
	計	62研修	1,401人	58研修	1,160人	54研修	1,580人
27年度に実施した主な研修 （20時間以上）	研修名称			研修時間	受講者数	全府省研修	eラーニング研修
	各省庁内部監査業務講習会			24時間	39人	○	
	会計検査マネジメント研修（監督者／副長）			21時間	38人		
	会計検査職員新採用研修			62時間	31人		
	会計検査実務研修（本科）			76時間	30人		
	会計検査技術高等研修（Ⅰ部）			62時間	30人		
	会計検査マネジメント研修（監督者／総括副長）			21時間	28人		
	語学研修（院内）			30時間	25人		
	会計検査マネジメント研修（管理者／室長等）			21時間	22人		
	会計検査技術高等研修（Ⅳ部）			22時間	21人		
	会計検査実務研修（応用）			62時間	19人		
研修体系（27年度）							
研修施設	能力開発官付研修室						

注（1） 研修に関する主な規程等には、各府省等で個別に定めているものを記載している。

注（2） 受講者数は、一般職及び特別職の国家公務員の受講者数である。

注（3） 27年度に実施した主な研修には、受講者数が多いものを記載している。

注（4） 全府省研修、eラーニング研修に該当するものに「○」を表示している。

注（5） 研修体系は、各府省等から提出された資料等に基づき会計検査院で作成した。

別表4 府省等別の効果測定の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）

（単位：研修）

府省等名	研修数(A)	効果測定を実施しているもの(B)	効果測定を実施していないもの	実施率(B/A)
内閣官房	3	3	0	100%
人事院	81	81	0	100%
内閣府	17	13	4	76.4%
宮内庁	2	2	0	100%
公正取引委員会	7	5	2	71.4%
警察庁	187	157	30	83.9%
金融庁	21	14	7	66.6%
消費者庁	3	1	2	33.3%
総務省	66	55	11	83.3%
法務省	546	470	76	86.0%
公安調査庁	31	31	0	100%
外務省	34	34	0	100%
財務省	284	209	75	73.5%
国税庁	232	232	0	100%
文部科学省	10	8	2	80.0%
厚生労働省	104	96	8	92.3%
中央労働委員会	1	0	1	0%
農林水産省	103	86	17	83.4%
林野庁	144	144	0	100%
水産庁	10	9	1	90.0%
経済産業省	69	69	0	100%
特許庁	42	33	9	78.5%
国土交通省	469	409	60	87.2%
気象庁	43	43	0	100%
運輸安全委員会	15	15	0	100%
海上保安庁	67	67	0	100%
環境省	36	1	35	2.7%
原子力規制委員会	40	40	0	100%
会計検査院	27	27	0	100%
一般職計	2,694	2,354	340	87.3%
衆議院	17	17	0	100%
参議院	25	25	0	100%
国立国会図書館	19	15	4	78.9%
最高裁判所	212	176	36	83.0%
外務省	1	0	1	0%
防衛省	107	104	3	97.1%
防衛装備庁	6	5	1	83.3%
特別職計	387	342	45	88.3%
合計	3,081	2,696	385	87.5%

注(1) 文部科学省には、文化庁を含む。

注(2) 防衛省の研修数には、防衛装備庁の設置前に同省において実施した研修を含む。

別表5 府省等別の研修内容に関する評価の実施状況（平成27年度、20時間以上の研修）

（単位：研修）

府省等名	研修数(A)	研修内容に関する評価を実施しているもの(B)	研修内容に関する評価を実施していないもの	実施率(B/A)
内閣官房	3	3	0	100%
人事院	81	81	0	100%
内閣府	17	9	8	52.9%
宮内庁	2	2	0	100%
公正取引委員会	7	5	2	71.4%
警察庁	187	138	49	73.7%
金融庁	21	19	2	90.4%
消費者庁	3	3	0	100%
総務省	66	63	3	95.4%
法務省	546	473	73	86.6%
公安調査庁	31	31	0	100%
外務省	34	33	1	97.0%
財務省	284	277	7	97.5%
国税庁	232	232	0	100%
文部科学省	10	8	2	80.0%
厚生労働省	104	103	1	99.0%
中央労働委員会	1	1	0	100%
農林水産省	103	98	5	95.1%
林野庁	144	133	11	92.3%
水産庁	10	4	6	40.0%
経済産業省	69	68	1	98.5%
特許庁	42	37	5	88.0%
国土交通省	469	447	22	95.3%
気象庁	43	24	19	55.8%
運輸安全委員会	15	15	0	100%
海上保安庁	67	51	16	76.1%
環境省	36	36	0	100%
原子力規制委員会	40	40	0	100%
会計検査院	27	27	0	100%
一般職計	2,694	2,461	233	91.3%
衆議院	17	17	0	100%
参議院	25	25	0	100%
国立国会図書館	19	19	0	100%
最高裁判所	212	186	26	87.7%
外務省	1	1	0	100%
防衛省	107	101	6	94.3%
防衛装備庁	6	6	0	100%
特別職計	387	355	32	91.7%
合計	3,081	2,816	265	91.3%

注(1) 文部科学省には、文化庁を含む。

注(2) 防衛省の研修数には、防衛装備庁の設置前に同省において実施した研修を含む。

別表6 府省等別の研修実施部局で記載項目が一覧できる様式となっている研修記録の記載状況（平成27年度、20時間以上の研修）

（単位：研修）

区分		研修数	記載項目 が一覧で できる様式 となっている 研修数	11項目の記載状況										
				①研修の 名称、実 施機関の 名称等	②研修の 目的	③研修の 時期、時 間、日数 等	④合宿 式、通勤 式の区分	⑤受講生 の範囲及 び方法	⑥主要な 教科目の 内容等	⑦教官、 講師等の 氏名	⑧研修効 果の把握 の方法	⑨受講生 の氏名、 研修成績	⑩研修に 要した経 費	⑪特に配 慮した事 項、研修 結果に対 する所見 等
内閣官房	自ら実施する研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	3	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0
人事院	自ら実施する研修	75	17	17	4	17	14	4	17	17	4	7	4	4
	委託研修	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	自ら実施する研修	14	7	7	7	7	7	7	4	7	7	7	7	5
	委託研修	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0
宮内庁	自ら実施する研修	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	0	2
	委託研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	自ら実施する研修	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	自ら実施する研修	156	98	98	68	93	26	40	71	3	22	50	1	31
	委託研修	31	2	2	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0
金融庁	自ら実施する研修	19	19	19	19	19	19	19	19	14	12	19	3	0
	委託研修	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
消費者庁	自ら実施する研修	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
	委託研修	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
総務省	自ら実施する研修	57	28	28	9	28	4	5	25	6	5	4	2	5
	委託研修	9	9	9	4	9	2	4	8	2	0	4	2	2
法務省	自ら実施する研修	454	330	330	301	318	201	239	279	256	213	138	12	65
	委託研修	92	85	85	74	82	40	39	58	31	25	28	19	0
公安調査庁	自ら実施する研修	26	13	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	5	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	自ら実施する研修	20	13	13	13	13	13	13	13	13	11	11	1	13
	委託研修	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	6
財務省	自ら実施する研修	253	249	249	249	247	247	247	247	247	249	247	247	247
	委託研修	31	24	24	24	17	9	17	9	9	16	17	17	9
国税庁	自ら実施する研修	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	14	192
	委託研修	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	16	40
文部科学省	自ら実施する研修	4	4	4	3	4	4	4	3	3	3	4	1	0
	委託研修	6	3	3	3	3	3	3	3	1	1	3	1	0
厚生労働省	自ら実施する研修	67	55	55	38	55	20	43	32	29	24	26	18	20
	委託研修	37	14	14	13	14	13	12	8	6	7	8	7	8
中央労働委員会	自ら実施する研修	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	委託研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	自ら実施する研修	93	90	90	90	90	90	28	29	8	90	2	11	2
	委託研修	10	8	8	8	8	8	1	1	0	8	0	1	0
林野庁	自ら実施する研修	141	141	141	141	139	141	122	132	139	141	56	0	49
	委託研修	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2	0	1
水産庁	自ら実施する研修	3	2	2	2	2	2	0	0	0	2	0	0	0
	委託研修	7	2	2	2	2	2	0	0	0	2	0	0	0
経済産業省	自ら実施する研修	40	40	40	40	40	37	36	40	38	37	37	37	37
	委託研修	29	29	29	29	29	29	29	29	11	29	29	29	6
特許庁	自ら実施する研修	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	41	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	9	0
国土交通省	自ら実施する研修	449	352	352	301	352	259	254	300	297	249	264	110	239
	委託研修	20	19	19	3	19	2	2	2	2	0	3	0	0
気象庁	自ら実施する研修	41	40	40	40	40	27	27	40	40	27	29	27	27
	委託研修	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
運輸安全委員会	自ら実施する研修	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	3	0
	委託研修	12	12	12	12	12	0	0	0	0	0	0	12	0
海上保安庁	自ら実施する研修	44	44	44	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	23	23	23	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	自ら実施する研修	35	35	35	35	35	35	35	35	35	0	0	0	0
	委託研修	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
原子力規制委員会	自ら実施する研修	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	2
	委託研修	23	23	23	23	23	23	14	20	14	14	18	14	0
会計検査院	自ら実施する研修	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	0	0
	委託研修	8	8	8	8	8	8	8	8	0	8	8	0	8
一般職計	自ら実施する研修	2,235	1,808	1,808	1,590	1,786	1,373	1,348	1,513	1,380	1,323	1,129	515	940
	委託研修	459	366	366	301	354	235	224	242	172	208	218	136	83
衆議院	自ら実施する研修	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参議院	自ら実施する研修	7	7	7	5	7	5	5	4	4	1	3	5	4
	委託研修	18	18	18	10	10	10	4	8	3	9	10	18	3
国立国会図書館	自ら実施する研修	9	9	9	8	8	0	3	8	9	0	4	0	4
	委託研修	10	10	10	10	10	0	0	10	10	0	10	0	10
最高裁判所	自ら実施する研修	194	185	185	108	177	3	136	6	6	3	33	44	3
	委託研修	18	5	5	0	5	0	3	0	0	0	0	3	0
外務省	自ら実施する研修	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	自ら実施する研修	54	21	21	14	21	6	9	14	3	7	6	2	10
	委託研修	53	23	23	22	23	0	0	22	0	1	22	0	23
防衛装備庁	自ら実施する研修	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託研修	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別職計	自ら実施する研修	272	222	222	135	213	14	153	32	22	11	46	51	21
	委託研修	115	56	56	42	48	10	7	40	13	10	42	21	36
合計	自ら実施する研修	2,507	2,030	2,030	1,725	1,999	1,387	1,501	1,545	1,402	1,334	1,175	566	961
	委託研修	574	422	422	343	402	245	231	282	185	218	260	157	119

注(1) 文部科学省には、文化庁を含む。

注(2) 防衛省の研修数には、防衛装備庁の設置前に同省において実施した研修を含む。

別表7 研修施設一覧（平成28年3月31日現在）、研修施設の教室等及び宿泊施設の稼働状況（平成27年度）

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
国立国会図書館	国立国会図書館研修室	東京都千代田区永田町1-10-1	無	99.1%	－
国立国会図書館	国立国会図書館関西館研修室	京都府相楽郡精華町精華台8-1-3	無	88.8%	－
国立国会図書館	国立国会図書館国際子ども図書館研修室	東京都台東区上野公園12-49	無	53.0%	－
最高裁判所	司法研修所	埼玉県和光市南2-3-8	有	48.5%	34.3%
最高裁判所	司法研修所別館	埼玉県和光市南2-3-5	有	51.0%	22.1%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所	埼玉県和光市南2-3-5	有	95.0%	35.8%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所大阪分室	大阪府吹田市桃山台5-3-D27-101	有	35.8%	7.2%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所名古屋分室	愛知県名古屋市中区千種区若水2-2-5	有	23.8%	2.8%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所広島分室	広島県広島市中区上八丁堀2-43	有	58.8%	10.0%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所福岡分室	福岡県福岡市中央区西公園249	有	37.4%	20.6%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所仙台分室	宮城県仙台市青葉区片平1-3-10	有	31.2%	6.0%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所札幌分室	北海道札幌市中央区南17条西14-1-1	有	20.5%	4.5%
最高裁判所	裁判所職員総合研修所高松分室	香川県高松市牟礼町牟礼678-5	有	10.6%	1.0%
人事院	公務員研修所	埼玉県入間市宮寺3131	有	57.2%	27.9%
人事院	国家公務員研修センター	東京都文京区小石川3-19-5	無	75.3%	－
内閣府	沖縄総合事務局研修室	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館6階	無	71.6%	－
警察庁	警察大学校	東京都府中市朝日町3-12-1	有	97.9%	98.1%
警察庁	皇宮警察本部皇宮警察学校	東京都千代田区千代田1-5	有	88.8%	36.8%
警察庁	東北管区警察学校	宮城県多賀城市丸山1-1-1	有	89.7%	75.9%
警察庁	関東管区警察学校	東京都小平市喜平町2-5-1	有	94.6%	69.0%

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
警察庁	中部管区警察学校	愛知県小牧市大字下末1551	有	95.4%	91.9%
警察庁	近畿管区警察学校	大阪府堺市北区長曽根町1179-4	有	86.8%	54.8%
警察庁	中国管区警察学校	広島県広島市南区霞1-3-93	有	77.3%	54.1%
警察庁	四国管区警察学校	香川県善通寺市生野町2116	有	40.3%	61.2%
警察庁	九州管区警察学校	福岡県福岡市博多区板付6-1-1	有	83.1%	47.6%
金融庁	金融庁研修室	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	無	93.0%	-
総務省	総務省研修室	東京都千代田区霞が関2-1-2	無	93.4%	-
総務省	統計研修所	東京都国分寺市泉町2-11-16	有	45.6%	23.8%
総務省	情報通信政策研究所	東京都国分寺市泉町2-11-16	有	47.3%	23.8%
法務省	矯正研修所	東京都府中市晴見町2-8	有	91.3%	80.3%
法務省	矯正研修所札幌支所	北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5	有	82.7%	53.9%
法務省	矯正研修所仙台支所	宮城県仙台市若林区3-23	有	86.8%	39.7%
法務省	矯正研修所東京支所	東京都中野区新井3-37-3	有	82.3%	63.6%
法務省	矯正研修所名古屋支所	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1	有	74.4%	48.9%
法務省	矯正研修所大阪支所	大阪府堺市堺区田出井町7-10	有	78.6%	72.5%
法務省	矯正研修所広島支所	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館8階(教室施設) 広島県広島市中区吉島西2-2-29(教室施設及び宿泊施設)	有	90.5%	73.0%
法務省	矯正研修所高松支所	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎7階(教室施設) 香川県高松市高松町字津ノ村2106-20(宿泊施設)	有	48.5%	40.5%
法務省	矯正研修所福岡支所	福岡県福岡市東区若宮5-3-53	有	89.3%	64.7%
法務省	国連アジア極東犯罪防止研修所	東京都府中市晴見町1-26	有	57.2%	37.3%
法務省	法務総合研究所	東京都千代田区霞が関1-1-1	無	97.1%	-

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
法務省	法務省浦安総合センター	千葉県浦安市日の出2-1-16	有	95.0%	77.7%
法務省	法務総合研究所札幌支所	北海道札幌市東区北28条東3-3-1	有	39.0%	16.2%
法務省	法務総合研究所仙台支所	宮城県仙台市青葉区川内澁橋通12-5	有	39.0%	16.8%
法務省	法務総合研究所牛久支所	茨城県牛久市久野町1766-1	有	39.5%	56.5%
法務省	法務総合研究所名古屋支所	愛知県名古屋市中区浪打町2-7-1	有	49.7%	28.0%
法務省	法務総合研究所大阪支所	大阪府大阪市福島区福島1-1-60（教室施設） 大阪府大阪市住之江区南港1-4-52（教室施設及び宿泊施設）	有	81.0%	48.1%
法務省	法務総合研究所広島支所	広島県広島市中区上八丁堀2-31（教室施設） 広島県広島市中区上八丁堀2-15（宿泊施設）	有	68.3%	16.4%
法務省	法務総合研究所高松支所	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階（教室施設） 香川県高松市高松町字津/村2106-20（宿泊施設）	有	44.8%	40.5%
法務省	法務総合研究所福岡支所	福岡県福岡市中央区小笹1-22-47	有	46.9%	29.2%
公安調査庁	公安調査庁研修所	東京都千代田区霞が関1-1-1（教室施設） 東京都渋谷区恵比寿南3-11-16（教室施設及び宿泊施設）	有	77.7%	46.2%
外務省	外務省研修所	神奈川県相模原市南区相模大野4-2-1	有	74.0%	48.3%
外務省	外務省研修所本省分室	東京都千代田区霞が関2-2-1	無	100%	－
財務省	財務本省研修所（財務総合政策研究所研修部・会計センター研修部）	東京都新宿区市谷本村町8-1	有	85.1%	43.3%
財務省	財務総合政策研究所東北研修支所	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	無	59.6%	－
財務省	財務総合政策研究所関東研修支所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	無	70.7%	－
財務省	財務総合政策研究所東海研修支所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	無	62.9%	－
財務省	財務総合政策研究所近畿研修支所	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	無	48.9%	－
財務省	財務総合政策研究所四国研修支所	香川県高松市中野町26-1	無	71.1%	－
財務省	税関研修所	千葉県柏市柏の葉6-4-2	有	90.5%	40.9%
財務省	税関研修所函館支所	北海道函館市海岸町24-4	無	25.1%	－

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
財務省	税関研修所東京支所	東京都江東区青海2-7-11	無	54.7%	-
財務省	税関研修所横浜支所	神奈川県横浜市中区海岸通り1-1	無	48.1%	-
財務省	税関研修所名古屋支所	愛知県名古屋市中区入船2-3-12	無	62.5%	-
財務省	税関研修所大阪支所	大阪府大阪市港区海岸通1-5-35	無	38.2%	-
財務省	税関研修所神戸支所	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	無	80.2%	-
財務省	税関研修所門司支所	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	無	69.1%	-
財務省	税関研修所長崎支所	長崎県長崎市出島町1-36	無	54.7%	-
国税庁	税務大学校	埼玉県和光市南2-3-7	有	95.0%	54.1%
国税庁	税務大学校札幌研修所	北海道札幌市西区八軒5条西8-1-1	有	51.4%	4.7%
国税庁	税務大学校仙台研修所	宮城県仙台市青葉区角五郎2-12-18	有	52.2%	7.0%
国税庁	税務大学校関東信越研修所	埼玉県和光市南2-3-9	有	96.7%	63.7%
国税庁	税務大学校東京研修所	千葉県船橋市行田2-6-5	有	92.1%	59.1%
国税庁	税務大学校金沢研修所	石川県金沢市西念3-4-1	無	58.8%	-
国税庁	税務大学校名古屋研修所	愛知県名古屋市中区緑区篠の風3-253	有	56.7%	5.6%
国税庁	税務大学校大阪研修所	大阪府枚方市香里ヶ丘10-1-11	有	92.5%	58.5%
国税庁	税務大学校広島研修所	広島県広島市南区霞1-3-65	有	54.3%	11.8%
国税庁	税務大学校高松研修所	香川県高松市天神前2-10	無	90.5%	-
国税庁	税務大学校福岡研修所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	無	89.7%	-
国税庁	税務大学校熊本研修所	熊本県熊本市東区東本町16-1	有	67.4%	8.6%
国税庁	税務大学校沖縄研修支所	沖縄県浦添市宮城5-6-12	無	60.4%	-

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
厚生労働省	厚生労働省白金台分室	東京都港区白金台2-6-21	無	77.3%	-
農林水産省	大臣官房秘書課研修室	東京都千代田区霞が関1-2-1	無	87.6%	-
農林水産省	海外中央研修室	東京都千代田区霞が関1-2-1	無	72.4%	-
農林水産省	植物防疫所研修センター	神奈川県横浜市中区山手町277	有	44.0%	45.5%
農林水産省	動物医薬品検査所研修室	東京都国分寺市戸倉1-15-1	無	56.3%	-
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所研修室	宮城県仙台市宮城野区幸町3-14-1	無	40.3%	-
農林水産省	関東農政局土地改良技術事務所研修室	埼玉県川口市南町2-5-3	無	62.5%	-
農林水産省	北陸農政局土地改良技術事務所研修室	石川県金沢市新神田4-3-10	無	43.2%	-
農林水産省	東海農政局土地改良技術事務所研修室	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	無	44.0%	-
農林水産省	近畿農政局土地改良技術事務所研修室	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地	無	45.2%	-
農林水産省	中国四国農政局土地改良技術事務所研修室	岡山県岡山市北区桑田町1-36	無	72.8%	-
農林水産省	九州農政局土地改良技術事務所研修室	熊本県熊本市東区東町4-5-7	無	43.6%	-
農林水産省	筑波産学連携支援センター	茨城県つくば市観音台2-1-9	有	85.1%	19.3%
農林水産省	農林水産研修所	東京都八王子市廿里町36-1	有	69.1%	33.3%
農林水産省	農林水産研修所つくば館	茨城県つくば市榎戸748-1	無	54.3%	-
農林水産省	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	茨城県水戸市鯉淵町5930-1	無	60.4%	-
林野庁	森林技術総合研修所	東京都八王子市廿里町1833-94	有	79.8%	34.0%
経済産業省	経済産業研修所	東京都東村山市富士見町5-4-36	有	56.3%	18.7%
国土交通省	国土技術政策総合研究所	神奈川県横須賀市神明町1-12	有	74.0%	20.9%
国土交通省	東北地方整備局東北技術事務所	宮城県多賀城市桜木3-6-1	有	60.4%	28.3%

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
国土交通省	関東地方整備局関東技術事務所	千葉県松戸市五香西6-12-1	有	94.6%	3.1%
国土交通省	北陸地方整備局北陸技術事務所	新潟県新潟市西区山田2310-5	有	53.0%	29.4%
国土交通省	中部地方整備局中部技術事務所	愛知県名古屋市中区大幸南1-1-15	有	72.8%	21.1%
国土交通省	近畿地方整備局近畿技術事務所	大阪府枚方市山田池北町11-1	有	45.6%	24.2%
国土交通省	中国地方整備局中国技術事務所	広島県広島市安芸区船越南2-8-1	有	65.4%	40.3%
国土交通省	四国地方整備局四国技術事務所	香川県高松市牟礼町牟礼1545	有	53.4%	23.3%
国土交通省	九州地方整備局九州技術事務所	福岡県久留米市高野1-3-1	有	57.6%	23.3%
国土交通省	北海道開発局研修センター	北海道札幌市東区北6条東12	有	76.1%	19.9%
国土交通省	航空保安大学校	大阪府泉佐野市りんくう往来南3-11	有	100%	94.7%
国土交通省	航空保安大学校岩沼研修センター	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	有	85.1%	26.4%
国土交通省	国土交通大学校	東京都小平市喜平町2-2-1	有	98.3%	39.1%
国土交通省	国土交通大学校柏研修センター	千葉県柏市柏の葉3-11-1	有	73.6%	38.9%
気象庁	気象大学校	千葉県柏市旭町7-4-81	有	84.3%	79.5%
気象庁	気象庁研修教室	東京都千代田区大手町1-7-28	無	83.5%	-
海上保安庁	海上保安学校	京都府舞鶴市字長浜2001	有	100%	83.4%
海上保安庁	海上保安学校門司分校	福岡県北九州市門司区白野江3-3-1	有	93.8%	40.1%
海上保安庁	海上保安学校宮城分校	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	有	100%	95.7%
海上保安庁	海上保安大学校	広島県呉市若葉町5-1	有	82.7%	52.6%
環境省	環境調査研修所	埼玉県所沢市並木3-3	有	67.4%	30.4%
環境省	水鳥救護研修センター	東京都日野市南平2-35-2	無	6.9%	-

府省等名	研修施設名	所在地	宿泊施設の有無	教室等稼働率	宿泊施設稼働率
原子力規制委員会	原子力安全人材育成センター	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス	無	95.4%	－
原子力規制委員会	原子力安全研修所	茨城県ひたちなか市新光町552-47	無	24.6%	－
防衛省	防衛省研修室	東京都新宿区市谷本村町5-1	無	81.0%	－
防衛省	海上自衛隊第四術科学校	京都府舞鶴市余部下1190	有	100%	36.5%
防衛省	航空自衛隊幹部学校	東京都目黒区中目黒2-2-1	有	69.9%	47.6%
防衛省	航空自衛隊幹部候補生学校	奈良県奈良市法華寺町1578	有	67.9%	93.2%
防衛省	北部方面総監部	北海道札幌市中央区南26条西10	有	84.7%	97.3%
防衛省	東北方面総監部	宮城県仙台市宮城野区南目館1-1	有	77.3%	97.0%
防衛省	東部方面総監部	東京都練馬区大泉学園町	有	82.3%	64.1%
防衛省	中部方面総監部	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1	有	80.2%	85.4%
防衛省	西部方面総監部	熊本県熊本市東区東町1-1-1	有	90.5%	66.8%
防衛省	陸上自衛隊施設学校	茨城県ひたちなか市勝倉3433	有	100%	73.1%
防衛省	陸上自衛隊小平学校	東京都小平市喜平町2-3-1	有	57.2%	87.4%
防衛省	防衛研究所	東京都目黒区中目黒2-2-1	無	77.7%	－
防衛装備庁	防衛装備庁研修室	東京都新宿区市谷本村町5-1	無	90.5%	－
会計検査院	能力開発官付研修室	群馬県安中市嶺38-1	有	62.1%	24.4%

- 注(1) 「教室等稼働率」については、平成27年度の研修実施可能日数243日に対する教室等稼働日数（1教室等以上が使用された日数）の割合を用いて算定している。
- 注(2) 「宿泊施設稼働率」については、平成27年度年間宿泊可能人数（宿泊可能日数187日に宿泊施設定員数を乗じたもの）に対する年間宿泊人数の割合で算定している。
- 注(3) 総務省の統計研修所及び情報通信政策研究所並びに法務省の矯正研修所高松支所及び法務総合研究所高松支所の宿泊施設稼働率は、同一敷地内にある同一府省等内の他の研修施設の稼働率を一体として算定している。